○西田武史委員長

ただいまから決算常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査に入る前に、一言お願いを申し上げます。

理事者におかれましては、委員各位の質疑に対して、簡潔明瞭で的確な答弁をお願いいたします。

次に、委員の皆様方には、審査日程表に従い順次審査ができるよう、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、審査は、一般会計決算については、歳出は款ごとに、歳入は一括、また特別会計、企業会計については、会計ごとに一括して審査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、本委員会に付託されております事件の審査に入ります。

まず、認定第１号令和７年度岸和田市決算認定を求めるについての歳出のうち、１款議会費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

議会費の説明の前に、１点御了承をお願いいたします。決算書の各目の冒頭に職員給与費と人件費を記載してございますが、これは各会計のそれぞれの款にわたるため、議会費の質疑が終了した後、２款総務費の説明に先立ち、総務部長から人件費全般につきまして一括して御説明申し上げます。

また、以後、各部長からの説明の際には人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、議会費について御説明申し上げます。決算書138ページ、139ページをお願いいたします。

１款議会費は、予算現額４億1088万3000円に対し、支出済額は３億7915万1061円で、3173万1939円の不用額でございます。

主なものとしましては、左ページ、事業別区分欄の中ほどに記載の議員報酬等で、支出済額が２億7770万7602円、その下の市議会運営事業で1760万1859円でございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、１款議会費の質疑を終結します。

続いて、人件費及び２款総務費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

各会計の各款にわたりまして人件費を計上しておりますので、私から一括して御説明申し上げます。

お手元に令和７年度決算給与費明細書を御配付しておりますのでお願いいたします。この資料は予算書の給与費明細書の様式に合わせて作成したもので、この資料に沿って人件費の決算状況を説明させていただきます。

まず一般会計から御説明申し上げます。資料の３ページをお願いいたします。この表は、一般会計のうち、特別職及び一般職の給与関係の総括表で、給与費及び共済費に区分して記載しております。

表の右から２列目、合計欄をお願いいたします。数字が記載されております３行目、現計予算額157億2106万7千余円に対しまして、その下、決算額152億716万2千余円で、最下段、前年度比較で５億4601万4千余円の増額となっております。

なお、退職手当を除きました比較で申し

上げますと、11億9528万3千余円の増額になります。

４ページをお願いいたします。この表は、一般会計のうち、特別職の給与関係分の決算表でございます。報酬の欄、数字が記載されております２行目、決算額３億7097万1千余円は、市議会議員の皆様並びに各種審議会・委員会等委員の方々の報酬に係るもので、最下段、前年度比較で8995万7千余円の増額となっております。増額の理由につきましては、令和７年国勢調査実施に伴う非常勤職員の報酬増によるものでございます。

その隣、給料の欄、同じく２行目の決算額3988万1千余円は、市長以下特別職の給料で、最下段、前年度比較で151万3千余円の増額となっております。

また、その隣、職員手当の欄、同じく２行目、決算額8406万8千余円につきましては、最下段、前年度比較で1116万7千余円の減額となっております。減額の理由につきましては、令和６年12月24日付での市議会解散に伴う議員不在期間により、令和７年６月支給の期末手当において支給割合が減少したためでございます。

１列飛びまして、共済費の同じく２行目、決算額5658万余円につきましては、最下段、前年度比較で402万9千余円の減額となっております。これは議員年金制度廃止に伴う負担金の減によるものでございます。

以上、特別職の給与関係決算につきましては、その隣、合計欄一番上、現計予算額６億225万6千余円に対しまして、その下、決算額５億5150万1千余円で、最下段、前年度比較で7627万4千余円の増額でございます。

５ページをお願いいたします。この表は一般会計のうち一般職の給与関係分の決算表で、上段の表において、給与費及び共済費の人件費総額を記載しております。中段及び下段の表は、上段の表の職員手当の内訳を記載したものになります。

上段の表、給与費の中の報酬の欄をお願いいたします。一番上、現計予算額21億8030万3千余円に対し、その下、決算額19億8626万3千余円で、最下段、前年度比較で２億7065万余円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員の報酬を令和７年人事院勧告を受け職員に準じて改定したことによるもの及び増員によるものでございます。

給料の欄をお願いいたします。一番上、現計予算額54億3589万余円に対し、その下、決算額53億8535万1千余円で、最下段、前年度比較で１億1283万9千余円の増額となっております。これは職員の給料を令和７年人事院勧告に準じて改定したことによるものが主な要因でございます。

その隣、職員手当でございますが、一番上、現計予算額52億3316万余円に対しまして、その下、決算額50億2046万9千余円で、最下段、前年度比較で１億2407万4千余円の減額となっております。職員手当の増減の理由につきましては、後ほど各手当の主な項目について御説明いたします。

１つ飛びまして、共済費でございますが、一番上、現計予算額22億6945万6千余円に対しまして、その下、決算額22億6357万7千余円で、最下段、前年度比較で２億1032万4千余円の増額となっております。これは給料の増減の理由と同様でございます。

その隣、合計欄、給与費と共済費を合わせました人件費総額は、一番上、現計予算額151億1881万1千余円に対しまして、その下、決算額146億5566万1千余円で、最下段、前年度比較で４億6973万9千余円の増額となっております。

中段及び下段の表、職員手当の内訳の各項目の決算状況並びに前年度比較などを記

載したものでございますが、主な項目について御説明申し上げます。

まず、中段の表、左から５列目、地域手当でございますが、最下段、前年度比較で２億2491万8千余円の増額となっております。これは令和７年人事院勧告に準じた給与改定を実施し、地域手当の支給割合を６％から10％に引き上げたことによるものが主な要因でございます。

同じく中段の表、右から５列目、超過勤務手当でございますが、最下段、前年度比較で4206万2千余円の増額となっております。これは選挙回数の増が主な要因でございます。

同じく中段の表、右端の期末勤勉手当でございますが、最下段、前年度比較で２億4049万7千余円の増額となっております。これは令和７年人事院勧告に準じた給与改定を実施したことが主な要因でございます。

次に、下段の表、左から３列目、退職手当でございますが、最下段、前年度比較で６億4926万9千余円の減額となっております。これは令和７年度につきましては、一般会計では定年退職者が発生しない年であること及び退職者が減少したことが主な要因でございます。

なお、退職手当を支出した退職者の内訳でございますが、一般会計で申し上げますと、定年前早期応募認定退職者が９人、任期期限による退職者12人、自己都合退職者が25人、死亡退職者が１人、以上、合計が47人でございます。

参考といたしまして、全会計では、定年退職者が２人、定年前早期応募認定退職者が15人、任期期限による退職者が23人、自己都合退職者70人、死亡退職者１人、以上、合計が111人でございます。

続きまして、下段の表、右から２列目の児童手当でございますが、最下段、前年度比較で2290万5000円の増額となってございます。これは令和６年10月より高校生年代まで支給対象が拡大されたことをはじめとする児童手当の制度改正が主な要因でございます。

その他の項目につきましては、記載のとおりの決算状況でございます。

次の６ページ、７ページにつきましては、５ページの（１）総括における内容を会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に分けてそれぞれ記載したものでございます。

一般会計に関する人件費の説明は以上でございます。

次に、国民健康保険事業、自転車競技事業、介護保険事業の各特別会計でございますが、８ページから18ページに、一般会計と同様に記載しております。各会計の決算状況につきましては、先ほど説明いたしました一般会計の増減事由と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

人件費の決算状況の説明は以上でございます。

○新内利彦財務部長

続きまして、人件費を除く総務費について御説明申し上げます。決算書の140、141ページをお願いいたします。

２款総務費は、予算現額95億5748万1900円に対しまして、支出済額は79億8144万8694円で、翌年度へ繰越額1576万8000円を差し引きまして、15億6026万5206円の不用額でございます。

１項総務管理費は、予算現額73億7639万5039円に対しまして、支出済額は61億7951万5486円で、翌年度への繰越額1210万円を差し引きまして、11億8477万9553円の不用額でございます。

主なものとしましては、146、147ページをお願いいたします。事業別区分欄、上か

ら２つ目の庁舎等管理事業に３億4078万余円の支出で、これは主に本庁舎、別館、第２別館の光熱水費、施設の維持管理業務委託などの経費でございます。

152ページ、153ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目の基幹系システム運用事業に６億8622万余円の支出で、これは基幹系システムの標準化及びサーバー等の賃借料、保守料などの経費でございます。

少し飛びますが、164、165ページのほうをお願いいたします。事業別区分欄、下から２つ目の公共施設管理事業に３億3211万余円の支出で、これは市有施設のＬＥＤ化への改修に係る経費でございます。

少し飛びます。190、191ページをお願いいたします。２項徴税費は、予算現額８億6138万4000円に対しまして、支出済額は８億1223万6124円で、4914万7876円の不用額でございます。

主なものとしましては、192、193ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目の市民税等賦課事業に5592万余円の支出で、これは個人市民税、法人市民税、軽自動車税等の賦課業務に係る委託料などの経費でございます。

その１つ下、固定資産評価事業に5824万余円の支出で、これは固定資産価格を適正に評価するための鑑定業務に係る委託料などの経費でございます。

194、195ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から２つ目の市税等過誤納還付事業に9754万余円の支出でございます。

196、197ページをお願いいたします。３項戸籍住民基本台帳費は、予算現額７億6344万4208円に対しまして、支出済額は５億5370万388円で、翌年度への繰越額366万8000円を差し引きまして、２億607万5820円の不用額でございます。

主なものとしまして、200、201ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から２つ目の個人番号カード等管理事業に１億5736万余円の支出で、これは主に個人番号カード関連事務に係る委託料などの経費でございます。

102、103ページをお願いいたします。４項選挙費は、予算現額３億3958万3378に対して、支出済額は２億5495万5858円で、8462万7520円の不用額でございます。

主なものとしまして、204、205ページをお願いします。事業別区分欄一番下の参議院議員通常選挙事業に6918万余円の支出でございます。

208、209ページをお願いいたします。５項統計調査費は、予算現額１億5893万4000円に対しまして、支出済額は１億2516万1613円で、3377万2387円の不用額でございます。

主なものとしまして、212ページ、213ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上の国勢調査事業に１億18万余円の支出でございます。

６項監査費は、予算現額5774万1275円に対しまして、支出済額は5587万9225円で、186万2050円の不用額でございます。

説明は以上でございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言をお願いいたします。

○宇野真悟委員

それでは、まず決算書148ページ、まち・ひと・しごと創生事業のうち企業版ふるさと寄附についてお伺いいたします。

本事業につきましては、先日の予算委員会でも取り上げられましたので、実績については把握しておりますが、昨年度は現金寄附で1992万円、物納で2244万円の合計

4236万円ということですが、これは年々増加しており、今年度は８月時点で昨年度の実績を上回ったということです。

このように、寄附額が増加しているということは、市にとってよい状況ではありますが、寄附増加に向けて中間事業者に取り組んでいただいていることも多々あるかと思います。この決算書に計上されている委託費も中間事業者にお支払いしているものかと思いますが、中間事業者に委託している事務や役割について、まずはお答えください。

〇宅田裕樹成長戦略課長

委員御指摘のとおり、決算書に計上されております委託料は、中間事業者にお支払いしたものでございます。中間事業者にお願いしております事務は、本市の取組を寄附をしたいと考えている企業に対しお知らせし、寄附を働きかけ、寄附の実現につなげる役割を担っていただいております。委託料は、働きかけにより寄附が実現した実績に応じて、出来高でお支払いしているところでございます。

〇宇野真悟委員

中間事業者の役割について御説明いただきました。では、現時点で契約している事業者数はどれぐらいあるのでしょうか。また、差し障りがなければ事業者名も併せてお答えください。

〇宅田裕樹成長戦略課長

現時点で、株式会社ジチタイリンク、株式会社ＪＴＢ、株式会社カルティブ、株式会社紀陽銀行、楽天グループ株式会社、以上の５社と契約を締結してございます。

〇宇野真悟委員

今現在、５社の中間事業者と契約しているということでした。個人のふるさと寄附制度とは違い、返礼品で差をつけるということができませんので、全国の自治体から企業に本市を選んでいただくということが重要であります。その意味では、個人版以上に中間事業者の役割というものは重要であると考えます。

先ほどの答弁の中で、中間事業者の中で金融機関が含まれておりますが、企業とのコネクションという意味では、融資等でふだんから深い取引のある金融機関に本市を御紹介いただくということはよいことだと考えますが、今後の中間事業者の拡充については、どのように考えているでしょうか。

〇宅田裕樹成長戦略課長

今、委員御指摘いただいたとおり、寄附につなげるためには、いかに多くの企業に働きかけられるのかということが重要になってまいります。中間事業者との契約につきましては、今後も様々な可能性を検討したいというふうに考えてございます。

〇宇野真悟委員

御答弁ありがとうございます。本市の企業版ふるさと寄附の寄附金については、幸いにも増加傾向でありますが、返礼品がない中で本市をいかに選んでいただくかということが今後の課題になるかと考えます。御寄附を頂く企業の方も、まだまだ企業版ふるさと寄附制度が浸透しているとは言えませんので、ふだんから企業とのやり取りのある金融機関に本市を御紹介いただければ、寄附増加につながるのではないかと考えます。本市から金融機関に中間事業者になってくれというのはちょっとおかしな話かと思いますが、もし取引していただけるようでしたら、ぜひとも協力体制を築いていただきたいと思います。

続きまして、決算書156ページの広報事業についてお伺いいたします。

令和７年３月に本市のウェブサイトがリニューアルされ、その際にＵＲＬを旧ドメインである地域型ドメイン、ｏｓａｋａ．

ｊｐから地方自治体専用ドメイン、ｌｇ．ｊｐに変更し、１年以上が経過したわけですが、旧ドメインの取扱いと新ドメインへの移行に際し、どのような対応を行ったのかお答えください。

○乾太郎広報広聴課長

委員御指摘のとおり、令和７年３月にＣＭＳリニューアルを機に、本市のドメインを従来のアルファベットでｃｉｔｙ．ｋｉｓｈｉｗａｄａ．ｏｓａｋａ．ｊｐから自治体専用ドメインとして信頼性が担保されているｃｉｔｙ．ｋｉｓｈｉｗａｄａ．ｌｇ．ｊｐへ変更いたしました。昨今、官公庁等の廃止ドメインを悪用した事例が問題となっていることなどに鑑み、現在は本市ＩＴ推進課において適切に旧ドメインの保有、管理を行っているところです。

なお、ドメイン変更に係る旧ドメインへのアクセス対応として、新ドメインへのリダイレクト処理を実施いたしました。こちらの対応につきましては、旧ドメインのＳＳＬ証明更新費用やサーバーの維持費用、グーグルなど主要検索エンジンにおけるドメイン表示の更新頻度などを総合的に判断し、約１年間実施いたしました。現在は、旧ドメインサーバーの運用について、完全に停止している状態でございます。

○宇野真悟委員

旧ドメインのＳＳＬ証明書期限切れにより、一時期各ブラウザでは旧ドメインアクセス時に警告が表示されておりました。こちらについては、指摘後、庁内で検討いただき、御答弁のとおり、現在はアクセスができない状態で対応していただいております。

検索エンジンについてはほぼほぼこの対応で、新しいドメインに変更されておりますので問題はないかと思いますが、本市のウェブサイトや関連する外部サイトから旧ドメインへのリンクが残っております。旧ドメインへのリンクについてチェック作業などを行わなかったのかお答えください。

○乾太郎広報広聴課長

ドメイン変更に伴うもろもろのチェック作業につきましては、受託事業者が担う形で契約を結んでいるところでございます。旧ドメインとひもづいている全てのサイトを完全に把握することは容易ではございませんが、改めて受託事業者と調整を図ってまいります。

一方で、当課におきましても、庁内説明会の開催やグループウェアなどを通じてドメイン変更の情報共有を行ってまいりました。しかしながら、各課が所管する関係機関や外部団体等に対しては、当該情報が十分に行き届いていなかった可能性がございます。そこで、当課から改めて庁内への周知を徹底するとともに、各課が所管する関係機関等に対しましても、ドメイン及びリンク先の変更について速やかに周知されるよう、全庁的に取り組んでまいります。

○宇野真悟委員

御答弁ありがとうございました。旧ドメインも今後も維持するということで、悪用されるリスクは低いですが、質問通告した時点で修正していただいたみたいなんですが、広報広聴課が管理するページでさえ、旧ドメインが残っておりました。本市の公式サイトでリンクが切れているというのは大変不格好でございます。印刷物でないので、ウェブサイトは修正できますので、再度庁内及び関係機関、外部団体に改めて周知するとともに、機械的なリンク切れのチェックもできるはずなので、それも併せて行うよう改めてお願いいたします。

以上です。

○烏野隆生委員

それでは、事務報告書の13から14ページ

のスマートシティ推進事業について、まずはデジタルデバイド対策に講師派遣によりスマート教室を開催の内容についてお伺いをいたします。

一般質問でも米田議員の質問もありましたが、デジタルデバイド対策として令和７年度に実施したスマートフォン教室について、その取組内容と実績をお願いします。

○中井学企画課長

高齢者等のデジタル活用に対する不安の解消を図るため、令和７年度は総務省のデジタル活用支援推進事業、講師派遣型を活用し、スマートフォン教室を実施いたしました。

本庁及び各市民センターの６か所において、昨年10月から12月にかけて計12回開催し、延べ124人の方に御参加いただきました。具体的には市役所21名、桜台市民センター22名、山直市民センター８名、春木市民センター20名、東岸和田市民センター36名、八木市民センター17名でした。

講習内容は、ＬＩＮＥなどのメッセージアプリの利用方法をはじめ、音声アシスタント、ハザードマップポータルサイト、カメラ、グーグルレンズ、生成ＡＩなどスマートフォンを日常生活で活用するための内容を取り上げました。

○烏野隆生委員

スマートフォン教室を実施したことで参加されました方はどのような成果があったのか。また、参加された方からの反応についてお聞かせください。

○中井学企画課長

参加者の年齢構成を見ますと、65歳以上の方が約９割を占めており、デジタル活用に不安を感じることの多い高齢者の方に御参加いただく機会となりました。

また、総務省のアンケート結果では、講習に対して満足、またはやや満足と回答された方が約96.5％、デジタルへの関心が高まった、またはやや高まったと回答された方が約93.9％となっております。参加者からも、知らなかった情報をたくさん教えていただき、大変勉強になった。参加してよかったといった声が寄せられております。

○烏野隆生委員

デジタル活用に不安を感じることの多い高齢者の方々にスマートフォン教室を実施したことで、参加された方のデジタルへの満足度が高かったことは評価いたします。今後の取組といたしましても、高齢者の中には、これらの技術になじまない、あるいは利用する機会が限られている方も多く存在します。技術的なサポートだけではなく、高齢者が自信を持ってデジタル技術を活用できるよう、引き続きスマートフォン教室の取組をお願いします。

続きまして、同じページのスマートシティ推進事業について、課題解消のための令和７年度のワーキンググループによる実証実験結果についてお伺いをいたします。

令和７年度に実施した実証について、取組内容を教えてください。

○中井学企画課長

令和７年度は、健康及び観光の分野でワーキンググループによる実証を実施いたしました。健康ワーキングの実証につきましては、親子の朝食欠食率の改善を課題とし、毎日少しずつ学べるクイズ形式の学習を通じて、朝食に関する正しい知識の定着と行動変容を促すことを目的に実施したものです。

公募型プロポーザルにより事業者を選定し、事業者提供の健康アプリ内で25日間にわたり、毎日食育クイズと解説を配信いたしました。全70問、１日３問程度の構成で、対象は市内在住の小学生、１、２年生の児童とその保護者でした。74名のお申込みを

頂き、事前アンケートは51名、事後アンケートは46名からの回答を得ております。

クイズの内容は、朝食の重要性や栄養に関する問題に加え、地域の食材などに関する問題も取り入れ、単なる知識習得にとどまらず、地域への関心を高める工夫を行っております。

次に、観光ワーキングについてでございますが、本実証は岸和田市をあまり知らない市外の方に実際に来ていただくことで、観光施策や周遊ルートの課題、各観光施設の有用性をアンケートと行動データの両面から把握することを目的に実施いたしました。

こちらも公募型プロポーザルにより事業者を選定いたしました。実施方法は、アプリを活用したデジタルスタンプラリーで、令和７年11月29日、11時から２時までとし、市外在住の15名の方に参加いただきました。

周遊ルートは岸和田駅から商店街、五風荘周辺を中心に設定し、訪問スポットは合計13か所、そのうちまちづくりの館、五風荘、だんじり会館の３か所を必須とした上で、合計４か所以上を巡っていただく形で実施いたしました。

〇烏野隆生委員

それぞれの実証でどのような成果や効果が確認できたのか、また課題は見つかったのか御説明をお願いします。

〇中井学企画課長

健康ワーキングでは、参加者の満足度がとても満足、満足を合わせて約93.5％でした。また、朝食の重要性への認識についてもかなり深まったと回答した方が約89.1％に上っており、知識の定着に一定の効果があったと考えております。

行動面でも朝食内容が改善したと回答した方が13名、朝食摂取頻度が増えたと回答した方が６名おられ、単なる学習にとどまらず、実際の生活習慣の変化につながった例が確認できました。

一方で、実証事業のターゲットとして、朝食の欠食頻度が多い参加者が少なかったという課題がございます。また、参加者からは、子供が楽しみながら学べるもの、クイズやゲームの要素があるもの、試食会、クッキング、スタンプラリーなど体験型のプログラムへのニーズが寄せられました。

続いて、観光ワーキングでは、岸和田の観光資源についての事前事後アンケートの比較において、ＮＰＳ、ネットプロモータースコア、いわゆる推薦度がマイナス60からプラス20へ80ポイント向上いたしました。これは、体験前には他の方に勧めたいと感じる水準に至っていないものが、岸和田での観光体験が一定、他者に勧められるレベルまで向上したことが確認できたものと考えております。

また、満足度も５段階評価で4.47と高く、短時間の周遊であっても体験設計によって岸和田市の印象を大きく改善できることが確認できました。

また、スポット別に見ますと、杉江能楽堂、岸和田城、自泉会館、きしわだ自然資料館などが、訪問した場合と訪問しなかった場合の差としてＮＰＳの改善に寄与していることが分かりました。

参加者の感想では、きしわだ自然資料館の剝製標本が印象的であったこと。杉江能楽堂の食事スペースの空間演出が斬新であったこと、岸和田城からの景観や歴史理解、五風荘の風情などが高く評価されており、個々の地域資源に十分な魅力があることが確認できました。

これらの結果から、岸和田の地域資源そのものの魅力は高い一方で、その魅力が外部に十分伝わっていない、いわゆる周知の課題が明らかになったと受け止めておりま

す。

○烏野隆生委員

今回、先ほど担当課長が言われたように、実証実験のことを踏まえて、今後どのような施策に展開していくのかを教えてください。

○中井学企画課長

今後は、各実証で得られた成果を単発で終わらせず、既存施策や他事業と結びつけながら、実装可能な形に展開していく考えです。

健康分野では、今回楽しく学ぶ機会の重要性が明確になりましたので、今後は朝食に限らず、睡眠、スマートフォンの利用、生活リズムなど、生活習慣全般の改善をテーマに掲げ、再度事業者を公募する予定でございます。クイズ形式やゲーム性など、体験型の要素を取り入れることで、多くの方に参加いただけるよう、子供と保護者の参加意欲を高める方向で検討してまいります。

観光分野では、今回の実証により、地域資源の魅力は把握したものの、情報発信の弱さの課題が明確となりました。今年度は発信反応、消費行動、既存施策のデータの活用といった観点から実証を検討し、これまで実施している商品券や黒鯛フェアなどのイベントにおけるアンケートデータを含め、データの取得方法と活用方法を整理しながら、施策設計につなげてまいります。

○烏野隆生委員

令和７年度は、健康及び観光分野でのワーキンググループによる実証実験をしていただきましたが、今回の実証の結果をしっかりと受け止めていただいて、本市の今後の課題解決など新たな価値を創出し続けるための実証に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書の12ページのふるさと寄附事業についてお伺いをします。

令和７年度からふるさと寄附のＰＲと返礼品事業者開拓のために中間事業者を導入し、ふるさと納税額増に向け取り組んでいただいておりますが、令和２年度の寄附件数１万9890件、寄附金額12億3243万8000円が、本市で最もふるさと寄附の最高額であったのかなと思います。過去３年間の寄附額の状況を教えてください。

○宅田裕樹成長戦略課長

過去３年度の状況をお答えいたします。令和５年度、寄附額が約５億3700万円、令和６年度が約３億2900万円、令和７年度が約２億5300万円となり、残念ながら寄附額増には至ってございません。

○烏野隆生委員

令和７年度からは中間事業者を導入し、体制を強化したにもかかわらず、寄附額が残念ながら減少しております。中間事業者をどのように活用していたのか教えてください。

○宅田裕樹成長戦略課長

令和７年度から中間事業者を導入することによりまして、ワンストップ特例の事務処理を委託できたことなど、職員の事務軽減つながる面はまずございました。

しかしながら、導入初年度ということもありまして、サイトの引継ぎなどに労力を割かれ、本来期待した新規返礼品の開拓などの活用が十分でなかった、そういうふうに捉えてございます。

○烏野隆生委員

令和７年度の活用が十分でなかったことの取組をしっかりと検証していただいて、令和８年度以降は、ふるさと納税は、自治体の工夫次第では寄附額増と岸和田市のさらなるふるさとのファンを創出することができると思いますので、中間業者としての

役割はあると思いますが、担当者自ら市内事業者など現地に赴くことや、また現在、返礼品を出展していただいている企業へのサポートや新規返礼品の開拓などお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書20ページ及び21ページの令和７年度のシティセールス推進事業についてお伺いをします。イメージアップ動画の制作やオファマスへの参加、イベント出展など、様々な取組が行われているようですが、まずは令和７年度の具体的な実績と取組内容についてお聞かせください。

○乾太郎広報広聴課長

令和７年度シティセールス推進事業におきましては、本市の魅力を効果的に発信し、イメージアップを図るため、多様な媒体を活用した事業を展開いたしました。

主な実績といたしましては、「わわわっ！岸和田」プロジェクトにおけるまちミーティングや各種魅力発信講座を開催し、延べ151名の市民の皆様にご参加を頂きました。

また、認知度向上や共感層の拡大を狙い、動画フォトコンテストを実施したところ、237件の応募がございました。これらを基に制作した「岸和田でできる暮らし」イメージ動画は、ユーチューブやインスタグラムを活用して配信し、特にクリエーターアカウントと共同投稿したインスタグラムの裏側動画は、約15万8000回再生されるなど、多くの皆様に視聴されております。

さらに、若年層をはじめとする幅広い層へアプローチするため、アイドルマスターシリーズ20周年記念パネルオファープロジェクト、オファマスへ参画し、岸和田だんじり会館に葛城リーリヤさんの等身大パネルを設置いたしました。これにより190名の方からアンケート回答を頂くなどの成果がございました。

このほか、インターネットテレビ、「岸和田　ＴＶ　ＭＯＤＥ」の配信やセレッソ大阪市民応援デーをはじめとする各種イベントへのＰＲブースの出展を通じて、都市イメージの向上に努めてまいりました。

○烏野隆生委員

様々な取組を通して、本市のイメージの向上を図ったとのことですが、市公式ウェブサイトに掲載されている令和７年度シティセールス活動に関するアンケート調査の結果を確認したところ、訪問意欲に関して、特に行ってみたいと思わない、行きたくないと回答した人が全体の63.3％を占めるなど、本市の魅力を十分に伝え切れていないのではないかと感じます。市としてこのような結果をどのように受け止めているのか、見解をお聞かせください。

○乾太郎広報広聴課長

委員御指摘のとおり、令和７年度のアンケート調査において、訪問意欲に関する指標が厳しい数値となったことについては真摯に受け止めております。

令和７年度におきましては、単なる一過性の情報発信にとどまらず、「岸和田でできる暮らし」の言語化やイメージ化を図り、今後の戦略的な情報発信に向けた土台づくりに主眼を置いて事業を展開いたしました。この結果を詳細に分析いたしますと、シティセールスの個別事業について、全て知らないと答えた方が84.4％に上がっており、依然として市外における認知度の向上に大きな課題があると認識しております。

一方で、事業を１つでも知っていると回答された方のうち53.2％が本市へのイメージがよくなったと回答されているなど、発信している施策やアプローチの方向性自体は一定の評価を頂いているものと考えております。

○烏野隆生委員

アンケート結果について深刻な受け止めとのことでありましたが、このような状況を乗り越え、本市の都市イメージの向上を実現するため、今後はどのような事業を進めていくのかお答えください。

○乾太郎広報広聴課長

今回のアンケート結果を踏まえ、今後は令和７年度に明確化した暮らしに共感する層をターゲットに据え、より効果的なプロモーションを展開してまいります。

そのため、各種媒体の強みを生かした効果的な情報発信へと運用の見直しを図るとともに、現状の取組に固執することなく、随時検証を行い、事業の精度を高めてまいります。特に関心の高い若年層や子育て世代を意識し、だんじり祭などの歴史文化、蜻蛉池公園をはじめとする自然環境や暮らしやすさといった本市の魅力を戦略的に届けることで、都市イメージ向上に全力で取り組んでまいります。

○烏野隆生委員

定住人口の増加を目的として、様々なシティセールスの関連施策の企画、実施、プロモーションを展開していただいておりますが、今回のアンケート結果もしっかりと検証していただくことと、現在の社会状況も踏まえ、本市のイメージ向上を達成するための目標指数設定が高いことも原因ではないかと思います。検証結果のポイントを絞り出し、そのポイントに集中して、本市の魅力をより一層情報発信していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、事務報告書の33ページ、職員安全衛生事業についてお伺いをします。

職員が健康で意欲を持って安心して職務を遂行できる環境づくりを図るため、職員の安全衛生を適正に管理することを目的として、職員健康診断やストレスチェックを実施し、その結果を本人にフィードバックすることで、健康管理を促すとともに、産業医面談や保健指導等を実施していると聞いておりますが、令和７年度職員の休職についての人数、どのような内容で休職しているのかも教えてください。また、休職であって復職した人数も教えてください。

○庄司野公也人事課長

令和７年度に病気休暇または病気休職を取得した職員は95名でございます。個別の休暇、休職の事由につきましては控えさせていただきますが、身体的な傷病とメンタル不調によるものに区別されます。年度内で復職した人数は64名です。

以上です。

○烏野隆生委員

休職した職員が95名、そのうち64名の職員が復帰したとのことでありますが、職員の復帰について、人事課として産業医の意見をどのように活用しているのか、復帰後の職員への対応も含めてお聞かせください。

○庄司野公也人事課長

産業医には、休職した職員の復職判定や職場復帰支援について助言を頂いております。本人が復職を具体的に考えており、人事課職員との面談後、主治医からの試験就労が可能との診断書が提出された場合、産業医面談を実施し、試験就労の可否を判断します。また、公用車の運転や時間外勤務の可否、今後の定期受診や産業医面談の必要性、睡眠時間の確保が十分でない場合や食欲の低下が見られる場合には再度休養を取ることを進めるなど、症状に応じた助言も行っております。

試験就労が可能となれば、所属とスケジュールの調整を行い、試験就労を実施します。そして復職の基準を満たし、かつ主治医から就労が可能である旨の診断書が提出されましたら、所属と調整した後、復職と

なります。復職後も必要に応じて生活記録表の提出や産業医面談を受けてもらい、症状の把握を行う場合がございます。

以上です。

○烏野隆生委員

近年は、健康保持、増進をめぐる課題が複雑化して、多様化しております。産業医の制度そのものは労働安全衛生法に基づく職場の健康確保の仕組みとして運用されており、復職の判定の場面でも助言と内容、また最終措置が違う場合の理由も記録しておくことも大切であろうかと思います。

自治体職員のメンタルヘルス不調や離職者の増加が深刻化している中、地方自治体における人手不足の実態や採用状況の逼迫、離職の増加など本市においても同様であると感じております。職員が安心してやりがいを持って働ける環境づくりに取り組んでいただけますようお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○中岡佐織委員

事務報告書10ページ、決算書166ページの都市政策調査研究事業、まちのイメージ改善をテーマとした関係課及び外部有識者を調査研究し、ＥＢＰＭブートキャンプ研究報告会にて成果報告とありましたので、こちらの実施までに至った経緯や取組内容について教えてください。お願いします。

○中井学企画課長

ＥＢＰＭブートキャンプは、総務省統計局統計データ利活用センターが主催する研究活動で、様々な社会課題を抱える地方公共団体とデータの高度利用が可能な専門家とのマッチングにより、自治体職員が統計データの利活手法を学習し、ＥＢＰＭ、証拠に基づく政策立案によるデータの高度利用の実践事例を創出するための研究活動になります。令和６年度に応募し、令和７年度に採択され、実施されたものです。

テーマの選定に当たりましては、本市が毎年実施している市民意識調査の永住意向に関する設問において、本市に住み続けたくないと回答する理由について、近年は、「まちのイメージがよくない」が一番多いという結果になってございます。そこでまちのイメージがよくないと回答する人の属性を見極め、よくないイメージを払拭するための効果的なアプローチを導き出すために、データ分析に関する有識者の力を借りながら研究を実施した次第です。本研究ではなぜまちのイメージがよくないとされているのかということについて幾つかの仮説を立て、市民意識調査の結果から、まちのイメージがよくないと思っている人についての統計的な分析による検証を行い、対策を検討いたしました。

○中岡佐織委員

市民意識調査の結果から課題を捉え、そこから仮説を立ててデータで検証されたということで、まさにＥＢＰＭの考え方を実践された取組だと理解をいたしました。

では、その研究によって具体的にどのようなことが見えてきたのか、研究成果について何が明らかになったか教えてください。

○中井学企画課長

研究結果の１つに、まちのイメージがよくないと思っている人は地域コミュニティーとのつながりが弱いということが分かりました。

そこで、地域とのつながりが弱い層を明確にするため、町会未加入者の分析を行ったところ、単身世帯や夫婦のみの世帯、20年未満の居住者へのアプローチが必要であるという結論が得られました。

もう１点、インタビューによる結果から、治安に関する情報ギャップがイメージ悪化に影響しているという課題も見えてきたところで、公表されております市町村別の犯

罪認知件数を調査したところ、本市は2013年から2024年で約60％減少しており、定着している悪いイメージほどの府内順位ではなく、イメージを払拭する情報の周知の必要性があるということも認識いたしました。

○中岡佐織委員

地域とのつながりが弱いこと、また、まちのイメージとの間に関係があるというのは大変興味深い結果だと思います。また、犯罪認知件数は実際には大きく減少しているにもかかわらず、治安に対するイメージとの間にギャップがあるという点も、今後の情報発信を考える上で重要だと感じました。

では、それらの結果を踏まえて、市政への活用については、どう考えられていますでしょうか。お願いいたします。

○中井学企画課長

研究結果を踏まえ、施策の方向性としましては、単身、夫婦世帯への町会加入メリットを周知する取組や町会も含めた地域コミュニティーへの参加を促す取組、町会加入によらないものとしては、地域の店舗を利用することで、地域とのつながりを生む取組、そして、客観的データを周知することによって、定着してしまっている本市のマイナスイメージを払拭する取組が、本市としても優先に進めるべきものと考えております。

そこで、これらの方向性に沿った取組を総合計画、将来ビジョン・岸和田第２期基本計画における重点目標に資する取組に位置づけるなど、取組がより効果的なもの、となるよう進めていくことが必要と考えております。

○中岡佐織委員

今回のＥＢＰＭブートキャンプへの参加を１つの研修成果として終わらせるのではなく、今後庁内でＥＢＰＭの考え方を広げ、データに基づいて施策を検証し、改善していく取組につなげていただきたいと思います。

地方公共団体のためのデータ利活用支援サイトも拝見いたしましたが、今回の分析では、岸和田市のイメージについて、新住民や子育て世代など具体的なターゲットや課題も見えてきたと思います。ここまで具体的な分析ができたことは大きな成果だと思いますので、ぜひ関係部局とも共有し、既存の取組や今後の施策に生かしていただきたいと思います。

データから何が分かり、その結果、施策にどうつなげたのかというところまでつながってこそＥＢＰＭの意義があると思いますので、今回の経験を１つのモデルケースとして、今後さらに庁内でＥＢＰＭの実践が広がっていくことを期待してこの質問を終わります。

次、事務報告書11ページ、決算書168ページの大学等地域連携事業について２点お尋ねをいたします。

まず、１点目がワダイノＬＩＶＥの実施内容は、地域の身近な研究テーマや旬の話題等ということで、７回していただいたとのことですが、もう少し詳しい内容などを教えてください。お願いいたします。

○中井学企画課長

令和７年度のワダイノＬＩＶＥは、岸和田の歴史、経済学や観光学のほか、多角的なテーマ設定で、先ほど委員おっしゃっていましたとおり７回開催されてございます。

具体的には、地元を元気にする経済学～ローカルファーストという考え方～をテーマに、和歌山大学経済学部足立教授、楽しむ力が観光を変える、地域を変えるをテーマに、同じく和歌山大学観光学部堀田教授に御講演を頂きました。

講座は、第３水曜日の午後７時から８時

半まで、南海浪切ホール等で対面参加とオンライン配信を組み合わせたハイブリッド方式で実施され、年間参加者数は、対面参加者182名、オンライン参加者279名で、合わせて461名でございました。

参加者の年齢区分では、アンケート結果から10代から50代の割合は31.3％でございました。また、参加者アンケートにおいては、非常に満足、おおむね満足の割合が平均87.5％という結果になってございます。

○中岡佐織委員

ワダイノＬＩＶＥの地域連携事業としての成果についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○中井学企画課長

地域連携事業としての成果といたしましては、大学の高度な学術知や最新の研究成果を身近な地域課題と結びつけて分かりやすく提供することで、幅広い年代の市民にとって質の高い生涯学習の場となるとともに、歴史的価値の再評価や地域活性化、持続可能なまちづくりへの意識醸成に寄与したと考えております。

○中岡佐織委員

参加された方の満足度も高いということですので、今後も市民の関心やオンライン参加も、参加しやすさなどもあったのかなと思いますので、内容なども含めニーズを捉えながら、より多くの方、そして幅広い世代に参加していただける取組としてさらに充実させていただくことを要望して、こちらは終わります。

２点目なんですが、関西大学と連携して実施したＳＮＳでの情報発信活動の内容、発信実績についてお尋ねをいたします。

○中井学企画課長

令和７年度は、令和５年度、令和６年度に引き続き、関西大学外国語学部と連携し、本市の観光課題に資する取組をゼミ生が主体となり企画立案してございます。本市の人、自然、文化の３つの観点から、観光地としての認知度向上を目指し、これまで岸和田市を訪れた経験がない10代から20代の日本人観光客及び外国人観光客をターゲットとしたＳＮＳでの情報発信を実施いただきました。

具体的な発信内容と実績につきましては、市内の隠れた観光スポットや飲食店、特産品などの魅力を捉え、インスタグラムとティックトックを用いた動画、画像、リール動画発信を計18本行っており、外国語学部ならではのグローバルな視点や若者ならではのトレンドを意識した質の高いコンテンツを発信いただきました。

○中岡佐織委員

では、その効果についてはどうでしたでしょうか。また、気になったのは、前年度からの継続性、引継ぎについてはどうされていますか。お願いいたします。

○中井学企画課長

ＳＮＳのそれぞれの結果といたしましては、インスタグラムのフォロワー数は652人、総表示数、インプレッション数は11万787回、リーチしたアカウント数、表示した人数は１万9979、ティックトック総いいね数は5540でした。

発信効果といたしましては、従来の広報活動では届きにくかった若年層や遠方からの観光検討層に対し、リアルで臨場感あふれる岸和田の魅力をダイレクトに届けることができたものと考えております。

また、前年度からの継続性、引継ぎにつきましては、同一ゼミ内での取組であるため、過去の活動から築き上げたＳＮＳのアカウント基盤を生かすとともに、前年度のシン・キシワダプロジェクトで作成されたウェブマップへの動線を設けるなど、継続性を意識した取組にされてございます。

〇中岡佐織委員

ありがとうございます。では、今年度への取組にはどのようにつながっていると御認識でしょうか。お願いいたします。

〇中井学企画課長

取組内容を決めるに当たっては、令和８年度、９年度はシティセールス、広報に関する調査研究として、前年度の取組を踏まえ、ゼミ生たちがテーマの企画立案を行っております。今年度につきましては、岸和田市の魅力をウェブサイトとＳＮＳ運用を通して、郷土愛の醸成と都市イメージ向上を図るをコンセプトに進められております。市民インタビューなどを元に発信していくものとのことです。ＳＮＳのアカウント基盤は、引き続き活用しながら進めていくことになります。

〇中岡佐織委員

その関西大学さんとの協定期間は令和10年３月31日までとなっていますが、現時点での今後の方向性についてはどう考えられていますでしょうか。お願いいたします。

〇中井学企画課長

委員の御意見のとおり、関西大学との連携協定に関する協定書は令和10年３月31日までとなってございます。連携協定にある活力ある地域づくりや大学の活性化への寄与の観点から成果を確認し、双方で調整、協議してまいりたいと考えております。

〇中岡佐織委員

若い世代ならではの視点を生かした発信は岸和田の新たな魅力の発見にもつながると思います。今後もしっかり効果検証を行いながらより効果的な発信につなげていただくことを要望してこの質問を終わります。

それでは、次に、事務報告書22ページ、決算書158ページの広聴事業についてお尋ねをいたします。

まず、広聴箱の設置場所、設置数、寄せられた意見の内容や傾向、市政への反映状況及び公表の在り方について教えてください。お願いいたします。

〇乾太郎広報広聴課長

まず、広聴箱の設置場所及び設置数についてでございますが、市民の皆様の声を拾い上げるため、市役所本庁舎新館１階のほか、東岸和田、山直、春木、八木、桜台の各市民センター５か所に設置しております。

なお、鉄道駅に設置していた広報紙、設置場所については、近年の更新に伴い広聴箱を順次廃止しておりますが、現在は未更新である南海線の和泉大宮駅とＪＲ阪和線の下松駅の２か所に設置が残っており、これらを合わせますと、市内計８か所での運用となっております。

これらを通じて、令和７年度は年間で101件の御意見を頂きました。この利用実態の内訳についてでございますが、年間101件の投稿の大部分が市役所本庁舎に集中しており、各市民センターや駅等の設置分につきましては、年間を通じて投函がほとんどない状況となっております。

寄せられた御意見の内容や傾向につきましては、多く寄せられたものとして庁舎の設備や建て替えに関すること、ローズバスの運行について、市職員の窓口対応への御意見などが上位を占めているほか、道路の整備や公園河川周辺の樹木剪定といった身近な生活環境に関する御要望など市民の皆様の日常生活に直結する多岐にわたる御意見を頂いている状況でございます。

市政の反映状況及び公表の在り方についてでございますが、広聴箱に投函された御意見の回収頻度について、市役所本庁舎に設置しているものにつきましては、毎日回収を行っており、市民センターや駅等の設置分につきましては月に一度、定期的な回収を行っております。

回収した内容は広報広聴課から各担当部署へ速やかに送付し、直ちに状況を確認の上、迅速な事務対応や直接の回答を行っております。このように、広聴箱は個別の御意見への直接対応を基本としているため、ホームページ等での一括公表は行っておりません。今後も丁寧な運用に努めてまいりたいと考えております。

○中岡佐織委員

市民の声の受皿としての広聴箱の現状は理解をいたしましたが、今後は手続や広聴のデジタル化もさらに推進していくべきだと考えています。

現在、市民からの意見収集手段としては、市公式ウェブサイトのお問合せメールが主流になっていると思いますが、こちらの利用状況や傾向、広聴箱との違いについてどのように把握をされていますでしょうか。お願いいたします。

○乾太郎広報広聴課長

委員御指摘のとおり、近年はスマートフォンやパソコンから手軽に投稿できる市ホームページのお問合せメールが市民の皆様の御意見収集の主要なツールとなっております。その規模感についてでございますが、広聴箱の年間合計101件の数字に対し、お問合せメールは年間で3000件程度となっております。

その内訳といたしましては、担当部署へ直接届いたものが約2500件、広報広聴課に届き、担当部署へ転送したものが約400件でございました。

寄せられる意見の傾向につきましては、広聴箱と非常によく似た性質を持っており、市政全般に関するもののほか、市民の皆様の日常生活に密着した身近な御要望が数多く寄せられている状況でございます。

広聴箱との違いについてでございますが、お問合せメールは時間や場所を問わず手軽に投稿できる特性から、広聴箱に比べ、圧倒的に多くの御意見が寄せられている点、及び担当部署へ直接届く割合が高い点が特徴として挙げられます。

また、寄せられた御意見への対応につきましては、広聴箱と同様に、個別の御意見への直接対応を基本とする事務ツールとして運用していることから、ホームページ等への一括公表は行っておりません。

○中岡佐織委員

広聴箱も大切な市民の声を拾う手段ではありますが、利用状況を見ると、今後はデジタルを活用した広聴の在り方もさらに重要になってくるのかなと思いました。幅広く市民がより気軽に声を届けられ、その声が市政にしっかりと生かされる仕組みとなるよう今後も工夫していただくことを要望してこの質問は終わります。

次に、事務報告書37ページ、決算書154ページの行政ＤＸ推進事業についてお尋ねをいたします。

生成ＡＩサービスの庁内における具体的な利用状況、活用業務及び業務効率化等の効果についてお尋ねをさせてください。お願いいたします。

○林裕三ＩＴ推進課長

生成ＡＩサービスは令和６年度に導入しております。導入した生成ＡＩサービスは、大規模言語モデルに入力した内容を学習、蓄積されず、二次利用されないようセキュリティーが担保されております。また、導入と同時期に、岸和田市生成ＡＩの業務利活用ガイドラインを作成し、個人情報を入力しないこと、著作権やパブリシティ権に留意すること、生成された内容には誤りがある場合があることなどの注意事項と、業務での利活用方法を職員に周知しております。

生成ＡＩサービスでは、挨拶文の文書の

作成や文章の要約、文章の構成、添削、翻訳やエクセル関数の修正など、日常業務の中で様々な場面で活用しております。そのため、業務効率化効果を測定することは困難ですが、利用状況といたしましては、令和６年度から７年度にかけまして、生成ＡＩサービスの利用量は３倍以上増加しております。

○中岡佐織委員

生成ＡＩについては、利用料が３倍以上に増えているということで、職員の皆さんの業務の中にも少しずつ定着をしてきているのかなと思いました。今後も実際に使う職員の皆さんの声も聞きながら、業務の負担軽減や効率化につながるよう、もちろんセキュリティーなどはお気をつけていただきたいと思いますが、上手に活用を進めていただきたいと思います。生成ＡＩに任せられるところは任せ、その分市民対応など人にしかできない業務により時間を使っていただけるような活用を期待して、私の質問を終わります。

○河合達雄委員

それでは、決算書の204ページ、選挙常時啓発事業についてですが、昨年９月９日の決算常任委員会で高比良委員から、実物の選挙公報を使っての主権者教育を行ってみてはどうかとの質問があり、選挙管理委員会では検討するとの答弁でしたが、その後選挙の出前講座等を行っているのでしょうか。また、行っているのであれば、実物の選挙公報を使用した例はあるのか教えてください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

昨年の決算委員会以降、出前講座は合計６回行っております。小学校で４校、高校で２校行っております。その中で、昨年12月に産業高校で行った出前講座の中で、実際の選挙公報を配布し、実際の選挙公報ではこのような選挙公報が全世帯に配布され、この公報を見て、候補者や政党がどういった政策を訴えているのか、その政策や訴えが自分の考えに合っているのかを自分で考え判断して投票することになるということを説明させていただいております。今後も、高等学校で出前講座を行う際には、実際の選挙公報を使用していければと考えております。

○河合達雄委員

高等学校では実際の選挙公報を使用したとのことですが、小学校や中学校での出前講座の際に、実際の選挙公報を使用することはできないのでしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

小学校で実際の選挙公報を使用しての投票については、難しいと思われます。例年、幾つかの小学校で出前講座をさせていただいておりますが、選挙公報の中には小学生にとって難しい言葉などがあるため、内容を理解して投票するということが難しいと思われます。そのため、小学校では、生徒が興味を持つような題材を基に、小学生が理解しやすい選挙公報を選挙管理委員会事務局で作成し、投票してもらうようにしております。

中学生ぐらいになれば、実際の選挙公報であってもある程度内容は理解できるので、実際の選挙公報を使用しての出前講座は可能かと思われます。

○河合達雄委員

答弁ありがとうございます。校長会を通じて出前授業の説明をしているようですが、手法の積極性が不足しているように感じております。文科省でも、社会にも通じる価

値を持って主権者育成における思考力、判断力の育成などに力を入れておりますので、投票年齢に達しても、誰を選んでよいのか選び方が分からないから選挙に行かない市民を減らすよう、学校と調整して実行してください。

次に、決算書206ページの市長選挙事業の選挙の開票事務についてお伺いします。岸和田市では、現在選挙における開票事務は全て即日開票で行っておりますが、東京都の一部の区では、翌日開票を行っている区もあります。岸和田市での開票事務における費用はどの程度かかっているのでしょうか。お答えください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

開票事務に係る経費につきましては、ほとんどが人件費となっております。この人件費につきましては、開票作業の終了時間や作業人数によって大きく変わってきます。

前回の令和８年２月に執行されました衆議院議員総選挙では、大阪府知事選挙も同時に行われたため、開票作業終了時間が遅くなり、作業人数も多くなったため、人件費としては約200万円かかっております。

また、令和７年７月執行の参議院議員通常選挙も、開票作業終了時間が遅く、作業人数も多かったため、約230万円かかっておりますが、令和５年執行の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙では、開票終了時間が早く、作業人員も少なかったため、約100万円となっております。

○河合達雄委員

開票作業に人件費として約100万円から230万円程度必要とのことですが、岸和田市でも東京都の一部の区のように、翌日開票にすればその人件費がかからないと思いますが、翌日開票を行うことは可能でしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

翌日開票につきましては、大阪府や国の選挙では即日開票を求められるため、翌日開票は難しいと考えております。市の選挙につきましては、翌日開票については、投票日翌日の月曜日に行う必要があり、月曜日の午前中に行うこととなりますが、月曜日の午前中に各課から開票作業員として約200名近くの人員を集める必要があります。しかし、現状の岸和田市では人員が不足している課も多く、どこの課も忙しい中で、この200名近くの人員を集めることは非常に難しいものだと考えております。

○河合達雄委員

６月28日、杉並区長選挙の投票がありましたが、開票は翌日の月曜日でした。杉並区は2003年の区長選、区議選から経費の削減と選挙事務関係者の健康管理のため、開票作業を翌日にしています。今回は270人の職員が開票に当たります。

将来的に電子投票となれば集計の負担が格段に減りますが、それまでマンパワー頼りになると考えれば、職員を平日の月曜日の日中集めることだけでなく、夜間の投票済み用紙の管理などを考えれば、７割が翌日でも構わないと定着している杉並区の手法を新たに採用することは難しいと分かりました。

投票済証についての質問ですが、昨年の決算委員会の中で、選挙管理委員会は今後は投票率の低い若者向けの投票済証も検討すると答弁しておりましたが、その後の進捗状況はどうなっているのかお答えください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会

書記次長

現在、産業高校のデザイン科の方に若い人でも興味を持って手に持ってもらえるような投票済証のデザインをお願いできないかと依頼しておりまして、次の選挙では、新しいデザインの投票済証になる予定でございます。

○河合達雄委員

2023年６月20日、本会議で中岡議員が投票行動につながるような魅力ある投票済証を提案され、翌年10月の衆議院選挙から実行されたところ、2024年12月10日、本会議で、西村朗選挙管理委員会事務局長は、以前の投票済証はほとんどお持ち帰りされる方はいらっしゃいませんでした。今回の投票済証は約3500枚お持ち帰りされましたと答弁しています。その後の評価を教えてください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

その後の選挙におきましては、投票済証を持ち帰られた方の正確な数は数えておりませんが、令和６年10月の衆議院議員総選挙時には5000枚作成し、その後に４回の選挙を行っておりますが、毎回７から８か所程度の投票所から途中で投票済証が足りなくなったので持ってきてほしいとの連絡を受け、追加で持っていっております。

前回、令和７年２月の衆議院議員総選挙では１万5000枚を作成しております。それが投票率に結びついているかどうかは判断できませんが、投票済証を持ち帰られる方が増えているように感じており、投票済証を通じて選挙に興味を持つ方が増えていければいいなと思っております。

○河合達雄委員

答弁ありがとうございます。集計されていないのであれば、次回選挙より効果測定のため集計をお願いします。

国の選挙では選挙割などがあり、投票済証を持っていけば、一部の店舗で割引を受けることができるようなこともあり、テレビ等でも宣伝され、投票済証を持って帰る方も増えると思いますが、地方の選挙となるとそういったものがないため、投票済証を持って帰る方が少なくなると思われます。選挙管理委員会や市側で商店街や店舗と交渉して選挙割のような取組をすることは可能でしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

商店街や店舗の経営者の皆様が独自の事業として自ら選挙割の取組を行っていただくことは問題ありません。しかし、選挙管理委員会等が選挙割のようにサービスの提供によって選挙人を投票所に誘導することは、公職選挙法の目的に沿ったものとは言えず、選挙の管理執行に責任を持って当たるべき立場の選挙管理委員会等が選挙割を主導的に行うことは適切でないとされているため、選挙管理委員会等はそういった取組を行うことは難しいものと考えております。

○河合達雄委員

答弁ありがとうございます。選挙割については、議員が募集しても適切でないようですので、公選法を遵守する独自の厳しいルールを設けて店舗を募っている一般社団法人選挙割協会や全国センキョ割学生実施委員会などがありますので、参考にお話を聞いてみられてはどうかと提言してこの質問を終わります。

次に、本市にふるさと寄附を行う際、岸和田市ふるさと寄附条例に基づき、子供の健やかな育成環境の充実に関する事業やだんじり祭等の郷土文化の継承に関する事業

など３から９の事業区分を選択することとなっています。事務報告書では、市長が魅力あるまちづくりに必要と認める事業に多額の寄附が集まっていますが、どうしてでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

ふるさと寄附条例におきましては、岸和田市を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種まちづくり事業を実施し、寄附者の岸和田市に対する思いを具体化することにより、多様な人々の参加による魅力ある個性豊かなふるさとづくりに資すること、こちらを目的としてございまして、その趣旨に賛同された方々から寄附を頂いている状況でございます。

事業区分９、市長が魅力あるまちづくりに必要と認める事業といいますものは、特別子育てや郷土文化の継承に関する事業といった、具体的な区分に関係なく、岸和田市を応援したいという方々が市長に使途を任せると一任されているものと理解してございます。

○河合達雄委員

では、昨年度はどのような事業に充当されましたか。

○宅田裕樹成長戦略課長

令和７年度におきましては、大阪・関西万博推進事業として、市内小中学生を無料招待する事業でありますとか、地域就労支援事業として、若者勤労者の定住促進のための就学金返還助成金事業、運動広場等管理事業としての牛ノ口公園運動広場のグラウンド改修などに充当してございます。

○河合達雄委員

どういった基準で充当したんでしょうか。

○宅田裕樹成長戦略課長

寄附者の意向に沿いまして、寄附金を有効に活用させていただくよう、総合計画の中、重点施策というような形での優先度が高い事業を中心に充当したところでございます。

○河合達雄委員

市長が魅力あるまちづくりに必要と認める事業には、ふるさと寄附金を市長が必要であると考え、その寄附金の使途を任せるといった事業であると我々も理解しています。

昨年は大阪万博や地域就労支援等にいろいろ使っているのも承知しています。運動広場等管理事業でも、約７億円をかけて、牛ノ口グラウンドの改修工事も決まり、工場も入っていますが、まだまだ本市発展のため、子育てに関する事業やだんじり祭等郷土文化の継承に関する事業、岸和田城等歴史的文化遺産周辺の観光事業等々はもちろんのこと、福祉に関する事業やボランティア団体でイベント開催などにも力を入れていただきたくお願いしまして、この質問を終わります。

次に、決算書190ページ、2025年６月24日、本会議での高比良議員の一般質問で、財務部長は、令和５年度決算の状況としては、財政調整基金等残高比率の目標額を達するためには、さらに17.4億円の積み増しが必要と答弁していますが、今年度予算では、財政調整基金の繰入金として17億円計上されています。これは昨年度の決算において財政調整基金等残高比率は目標を達成されたという理解でよいのでしょうか。まず、昨年度の財政調整基金等残高及び同比率についてお示しください。

○淺野卓司財政課長

令和７年度末の財政調整基金残高につきましては約52億1000万円、減債基金残高につきましては約37億円で、合計額につきましては約89億1000万円となりました。この結果、財政調整基金等残高比率は19.2％と

なっており、目標としております20％には達しておりません。

目標額に達成するためには、さらに約3.8億円の積み増しが必要な状況でございます。

○河合達雄委員

昨年度で決算では目標が達成することができなかったとのことですが、達成見込みについてお示しください。

○淺野卓司財政課長

本年10月に公表を予定しております岸和田市財政計画は、現在作成中でございます。このため、財政調整基金等残高比率の今後の見込みにつきましては、現時点ではお示しすることができません。

なお、昨年度作成いたしました財政計画では、計画期間の最終年度である令和12年度において、財政調整基金等残高比率は18.2％となる見込みで、目標とする20％以上に達しておりません。

以上でございます。

○河合達雄委員

財政調整基金等残高比率については、昨年度末、また昨年度の財政計画において2030年度においても目標が達成できていないとの答弁でした。今後の社会情勢では、人件費上昇や物価高騰の影響で、財政運営はますます厳しさを増す状況が考えられますので、自主財源の確保に向けた取組を強化し、市税等の歳入確保を図ることが必要と考えます。これまでも行財政改革は行われていますが、広域行政も進むでしょうし、職員負担を減らす行政ＤＸの推進といった効率化も求めてこの質問は終わります。

○米田貴志委員

それでは、何点かお聞きしたいというふうに思います。

まず、決算書180、それから事務報告は56ページです。この中から、平和推進事業について伺いたいと思います。

令和７年度に取り組まれた事業は、先ほど言いました事務報告書に記載されております平和バス事業であったり、非核平和資料展、また子ども平和映画会開催や巡回平和パネル展、またピースネット事業などということになっておりますが、これらはこれまで長きにわたって取り組まれている事業であります。多くの方々にも関わっていただいている事業でもあります。これら平和関連事業の在り方については、これまでも継続的に時代に即したものへとアップデートすることをベースに尋ねてまいりました。

平和の継承を目的にして平和推進事業の取組全般において、企画段階から若い方を中心としたメンバーで取り組む平和事業へと変革することや若者世代への伝承や継承と、こういったものを軸に全市民への広がりや共感が得られる取組が喫緊の課題と申し上げてまいりましたが、そのことを踏まえ、令和７年度の取組結果から、今後に向けた課題についてどのように考えておられるのか見解を求めたいと思います。

○上東東自治振興課長

平和推進事業につきましては、これまでの間、長い期間継続して実施している取組が多くございまして、内容については少しずつ改善を図ってきたところでございます。

中でも、非核平和資料展につきましては、昭和63年度から40年近く取り組んでおりまして、当初より関係団体の皆様にも御参画を頂きながら、実行委員会方式で企画開催してきたところでございます。

最近では、それまで自泉会館で開催していたものを令和６年度から人がより多く集まるショッピングセンター内で開催するということにいたしましたところ、見学、参加者の方が大幅に増加したところでございます。

今後の検討課題といたしましては、この非核平和資料展実行委員会をはじめとして、各平和関連の事業の企画立案及び実施に当たりましては、戦争を知らない世代が９割を超えている中、今の時代に合わせた取組として検討を実施していくべきでございまして、特に若い世代の方々の御参画ということにつきましては、次世代への継承という意味からも非常に大事であると、重要であるというふうに考えているところでございます。

○米田貴志委員

自泉会館で開催していたものをラパークにということでございます。それで大幅に増えたというところの評価については、素直に取っていいものかどうかという考えは私にはございます。

先ほどの答弁の中には、今後の検討課題としては、非核平和資料展実行委員会をはじめ、各事業の企画立案、実施に当たって戦争を知らない世代、これが９割を超える中、今の時代に合わせた取組の検討を実施していくべきと、若い方の参画は次世代への継承の意味からも重要ということでございました。

この答弁からも、先ほど申し上げましたこの平和推進事業のいわゆる変革については、一定御認識を頂いているということを確認することができました。

では、認識だけではなくて、具体的に本市の小中学生や産業高校の生徒、また新成人など、若い方々の層の参画、これをどのように今後進めていかれようと考えているのかお示しいただきたいと思います。

○上東東自治振興課長

児童生徒の皆さんや学生の方々の御参画につきましては、教育委員会や産業高校など各関係機関の皆様と相談をさせていただきながら、具体的に検討してまいりたいと考えてございます。

また、生徒、学生さんだけではなく青年、成人、社会人の方の御参画についても考えていきたいと、市内の企業、事業所の皆様の御理解を頂きながら、御協力を頂きながら、若手従業員の方々の御参加についても御協力を頂けないか検討してまいりたいと考えてございます。

○米田貴志委員

実現に向けて、今おっしゃったところでは、関係される方々というのは非常に多方面にわたるかなというふうに思うんですけれども、ぜひ発言がありましたとおり、その協議ができる場というものを設けていただきたいということをまず求めておきたいと思います。

御承知のとおり、平和への第一歩というのは、眼前の人を理解しようとする心から始まるものかも分かりません。自分中心の視点ではなく、他者を理解する、また一様性から多様性、そしてお互いが誰もが誰をも受け入れようとすることであります。それは、誰もが互いに人権を尊重する社会をつくることに通じるのではないかと思います。

加えて言えば、平和と人権は相関関係にあるのではないかと思っております。人権を高めれば、平和への視野も広がるのではないかと思います。その逆もしかりと思います。そのような視点から鑑みますと、常日頃から人権についてお取組いただいている市民協議会の人権部会の方々との連携も必要になるのではないかと思いますが、この点について見解を求めたいと思います。

○上東東自治振興課長

各地区市民協議会の皆さんにおかれましては、人権部会をはじめとして環境や福祉、体育文化、広報などの各分野に分かれて、地域でそれぞれ御活動を行っていただいて

いるところでございます。

この人権部会を通じて、各地区市民協議会の活動と連携しながら平和について考え、命の尊さや人権について再認識できる機会を創出するということも有効であるというふうに考えるところでございます。

既に、各地区市民協議会におかれましては、それぞれ独自に実に様々な活動をあくまで自主的に取り組んでいただいているところでございます。市から要請される新たな負担増というふうに捉えられることがないように、市民協の関係の皆様方の御意見やお考えを丁寧にお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○米田貴志委員

その点、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。もちろんこの自主性というものが大変大事になっておりますので、その視点はおっしゃるとおりだと思いますが、ぜひその辺も加味していただきながら一度お願いをしたいと思います。

そして、これまで長きにわたって取り組まれている事業の１つである被爆地広島への平和バス事業について伺いますけども、この事業は、市民の方に平和への気づきとか平和への考察への第一歩となる事業と認識をいたしております。

これも以前に申し上げましたけども、フィードバック効果というものが大変測りづらい事業になっているのではないかと考えておりますが、この事業についての課題をどのように捉えているのか見解を求めたいと思います。

○上東東自治振興課長

本事業につきましては、平成２年から実施している１泊のバス研修事業でございまして、市民参加による平和啓発事業として、公募により子供たちを含む一般市民最大40名を広島へ派遣をしているものでございます。令和７年度は平日開催といたしましたため、残念ながら参加者数については減少いたしましたが、毎年募集定員を上回る応募がある事業でございます。

ただ、遠方への宿泊を伴う大がかりな事業でございますので、参加者の皆様の健康面や安全面への配慮など、万全の準備と体制を整え、取り組んでおりまして、これまで36回の回数を重ね、実施してきたところでございますが、今後さらに市民全体への広がりやさらなる波及効果を得るためにも、効果的な学びの機会やその場としていかなければならないというふうに考えてございます。

今後の課題といたしましては、日帰りなど気軽に御参加いただける日程ですとか、近隣の戦跡や平和関連施設での体験学習、場合によっては遺族会の皆様方、方々との連携など、より多く市民の皆さんに平和に関して考える入り口、きっかけづくりとなるような取組となるよう見直していきたいというふうに考えてございます。

○米田貴志委員

ぜひ今おっしゃった最後の部分の改善点をしっかり捉まえていただきたいなというふうに思うわけでございます。

より多くの市民の皆さんに平和に関して考える入り口、きっかけづくりというような取組に見直していきたいということでございましたが、であるならば、今後そういう御参加いただいた皆様にキーというか、軸になっていただきながら、フィードバックできる体制を構築する必要性があるのではないかと考えます。

また、この事業だけではなくてどの事業も参加者や当事者自身による振り返り、またフィードバックと共有、広がりが重要であることは必然ではないかと考えております。平和推進事業、どちらかといえば効果

検証のしづらい事業でありまして、かつ本市では予算もつきづらい事業となっているのかなと思っております。

参考までに、令和７年度は平和推進事業で割り当てられた予算は担当部局に与えられた6800万の３％ということでございます。何も予算があればというわけではありませんけれども、内容を充実させて、今後は事業のアップデートを行い、状況を変えていくためにもしっかりとお願いをしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。この質問はこれで終わります。

続きまして、決算書170ページです。公民連携デスク運営事業、事務報告書も御参考に見ていただいたらと思いますが、この公民戦略連携デスク事業、令和３年10月15日、これに設置をされた岸和田市公民戦略連携デスクですけども、令和７年度の包括連携協定数とその内容、実績についてまずはお示しいただきたいと思います。

○中井学企画課長

公民戦略連携デスクは、企業等からの相談受付窓口を明確にすること、企業等の提案やアイデア、ノウハウ等を活用し、市民サービスの向上、地域課題の解決、地域の活性化を図ることなどを目的として設置してございます。

公民戦略連携デスク取扱いの包括連携協定数は21件となっており、うちデスク設置以降は13件の包括連携協定を締結しております。

令和７年度におきましては、新たに２件の包括連携協定を締結いたしました。具体的には、令和７年11月に株式会社チェンジホールディングス及び株式会社ｏｔｔａとの見守りサービス導入に関する協定を締結いたしました。内容はＩｏＴ技術を活用した登下校見守りシステムの市内全小学校への導入及び通学路沿いでの見守り基地局ネットワークの構築となります。実績につきましては、令和７年度末時点で、システム利用申込者数は1756人、見守り基地局の設置台数は377台となっております。

次に、令和８年１月に、スギホールディングス株式会社とも包括連携協定を締結しております。内容は薬剤師、管理栄養士等専門職や店舗ネットワークを活用した市民の健康増進、高齢者支援、災害時物資供給支援の連携などとなります。

本企業とは令和６年度から取組を実施しており、これまで公民館での健康講座の開催、店舗でのポスター掲示やチラシ配架、イベント時の飲料水提供などがあります。また、同年度には災害時における物資調達に関する協定を危機管理課と締結しております。

○米田貴志委員

中には危機管理課のそういったものの協定までたどり着いているものもあるということで、なかなかの取組になってきているのかなというふうに思うんですけども、これまでの取組、本市にとってそういった結果、どういうふうにつながっているのかまずお示しいただきたいと思います。

○中井学企画課長

公民戦略連携デスクの取組は、地域課題の解決において、行政、企業それぞれ単独では実現困難であったことが、共創の視点での対話の場を持つことで新たな取組が生まれ、市民のメリットにつながっております。

先ほどの見守りシステム導入においては、希望する全児童へ見守り端末の無償配布、全小学校区での基地局設置整備及び一斉開始、有事における警察との連携を短期間で市予算を投入することなく実現に至りました。

また、庁内におきましては、デスクがワンストップ窓口となることで、民間提案へのレスポンスが迅速化し、全体的な共創マインドも向上してきていると考えております。

○米田貴志委員

実績のほうを述べていただきました。特に学校の見守りのことにも強く触れていただいたのかなというふうに思っております。

確かにいいシステムだなと思うんですが、利用申込者数が1756人ということでございました。岸和田の小学生ってそんな少ないですよね、9000人ぐらいいらっしゃいますよね。箇所ももっと多いと、なかったらいけないのではないかなというふうに思うんです。これは企業がどうのこうのではないんですけども、要はこういった取組が、市民の方々にどういうことで私たちが取り組んでいるのかとか、どういうメリットがあるのかというのをもっとしっかりと伝わってないのではないかなというふうに思っておるわけでございます。

こういったものというのは、企業にとっても本市にとってもＰＲの本当にすばらしい機会だと思っておりますので、もっとこの辺をうまく対応していかなきゃいけないんだろうと思うんですが、例えばこういった募集についてはどのように行っているのか。そしてまた今言いました取組、市民への取組の周知、この辺はどのように行っているのかお示しいただきたいと思います。

○中井学企画課長

現在、企業等からの提案募集は市ウェブサイトにて、主に２つのアプローチで行っております。

１つ目は、本市があらかじめ示す政策課題、テーマに沿った提案を頂く募集課題への提案タイプと、２つ目としては、民間企業等の柔軟かつ自由な発想に基づく課題解決に資する提案を頂く自由テーマによる提案タイプとなっております。

取組の周知につきましては、毎年度ごとに公民共創の取組実績を全庁的に取りまとめ、市ウェブサイトに掲載しております。

市民への取組の周知につきましては、取組の担当課において事業推進に係る周知活動を実施するものと考えておりますが、共創事業としての取組実績は本市のみならず、企業にとってのメリットと考えられるため、効果的なＰＲ方法について検討してまいります。

○米田貴志委員

ぜひ、本当にいい取組をされているんですから、そういったところを市民の方々がもっと知っていただきたいなと私は思っております。また、担当部局の方が一生懸命努力をされている姿というのも大事だと思いますし、そういうところをしっかり市民にも知っていただきたいなと思った点でお聞きをさせていただきました。

今、応募のタイプのことも触れていただきました。令和７年度、昨年度までは自由テーマによる提案タイプということであったかと思います。今年度からは募集課題への提案タイプが始まったんだろうということだと思います。

後者、今のほうは、本市の行政課題解決に直接向けたものだろうというふうに思っているわけでございますが、特に今後の動向に注視をしていきたいと思っております。例えば、本市が抱える行政課題が民間企業が求める実証フィールドとなり得るのならば、その課題を企業に提供することで、本市は課題解決につながり、民間企業は事業化につなげられ、付随してスタートアップ支援にもつなげられる可能性があるんだろうと私は思っているところでございます。

例えば、愛知県の豊田市では、地域交通

問題として、中山間地域の移動手段確保のため、民間企業の自動運転技術やデマンドタクシーシステムの実証実験フィールドとして地域を提供し、次世代交通の構築を進めております。

これは予算を伴う事業発注ではなく、実証の場とデータを提供する代わりに地域交通問題という行政課題の解決に企業の技術と資金、そして人材などリソースを使っていただくというギブ・アンド・テイクというか、ウィン・ウィンと、こういった関係が成立しているわけでございます。そのことからも、本市においては行政課題の集約、民間企業の情報収集に殊さら力を入れるべきものであると考えますので、マッチングさせるためにも、しっかりとアンテナを張っていただきますよう求めて、この質問を終わりたいと思います。

○西田武史委員長

ここで一旦、暫時休憩いたします。

○西田武史委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

２款総務費の質疑を続行します。

○米田貴志委員

それでは、午前中に引き続きまして、決算の質問を続けさせていただきます。決算書は170ページ、それから事務報告書は14ページです。大阪・関西万博推進事業、これについて伺っていきたいと思います。

まず、使用料及び賃借料について伺います。約3200万の予算額に対して不用額が約2500万と、その執行率は23％ということでございます。あまりにも不用額が多いので、一応確認をさせていただきますが、その内訳をお願いいたします。

○中井学企画課長

使用料及び賃借料につきましては、車両借上料として、大阪ウィーク、大阪の祭！春の陣及び真夏の陣並びに閉幕イベント出展に係るバス借上料として321万7000円、その他の使用料及び賃借料として432万1018円で、その内訳として子供たちの万博会場への無料招待に係るチケット購入費及び未使用発行手数料で430万7838円、高速道路使用料１万3180円となっております。

子供たちの万博会場への無料招待に係るチケット代としての当初予算額は2976万5000円でしたが、執行額が430万7838円でございました。当初予算では、令和７年４月１日現在の４歳から17歳の子供たち全員の２万2280人のチケット代で積算しておりましたが、実際に岸和田市でチケット代を執行したものは3542人分であったため、多くの不用額が生じたものでございます。

○米田貴志委員

大きいものが無料招待に係る費用とのことでございました。購入希望者があまりにも少なかったということで、その原因については確認はいたしませんが、大阪府の企

画が甘かったのかなというふうに思っているところでございます。また、その他の費目についても多額の不用額が発生しておりますが、それらについても説明を求めたいと思います。

○中井学企画課長

他の費目におきましても、不用額が多い結果となった理由でございますが、予算要求時点におきまして、出演可能日数及びその人数、実際のイベント実施日数、搬出入に要する日数、府の費用負担の範囲が未決定であるなど、不確定要素が多い状況であったことから、あらゆる事態に対応できるよう予算を組んだためでございます。

不用額を具体的に申し上げますと、需用費につきましては、ＰＲグッズの購入費及び企画に係る消耗品の購入を予定しておりましたが、企画自体を取りやめることとなったため、不用額が生じたものでございます。

また、役務費につきましては、だんじり出展に係る保険料等について、府市万博推進局での一定の負担がございましたことから、市負担につきましては、府市万博推進局での負担分を超える部分についての支出となり、不用額が生じたものでございます。

委託料につきましては、先ほど御答弁いたしました子供たちの万博会場への無料招待に係るチケット代の事務委託費について、チケット購入の執行件数が少なかったため、不用額が生じたものでございます。

さらに負担金につきましては、首長連合催事出展に係る施設使用料等に係る負担金につきまして、大阪・関西万博自治体参加催事共同出展実行委員会での負担となったことから、不用額が生じたものでございます。

○米田貴志委員

るる御案内いただきましたが、ばたばたとする中で不確定要素が多かったと。それに対して、市のほうとしては不足が生じないようにということでその辺の計算をした中で取り組んだ。そして、不要になったものが多かったのでこういう結果になったということだろうというふうに認識をさせていただきたいと思います。

万博ですけども、本市でも大阪・関西万博に臨むに当たりまして、様々に企画を行って、準備にも余念なく、懸命に取り組まれたというふうに思っております。その中で、万博の後に何を残すのか、そして何をつないでいくのか。いわゆるレガシーがとても重要であるという認識だったと思うわけでございますが、この点について、本市がレガシーとしている部分について説明と、それとそれを今後どのように展開を考えておられるのかお示しを頂きたいと思います。

○中井学企画課長

大阪ウィーク春の陣では、市内の４つの高校のダンス部や音体部の生徒が連携し、自らのパフォーマンスを実演し、国内外の多くの来場者に発信したことは、子供たちにとって、自分たちの表現や挑戦が社会につながるという実感を得る貴重な機会となったと考えております。

これは将来を担う子供たちにとって万博会場で得た体験そのものが大きな学びとなり、次の世代へと受け継がれる経験、すなわちレガシーなるものと認識しております。

また、大阪ウィーク、地域の魅力発信ツアー、秋では、パンダバンブープロジェクトで生まれた竹の茶室や竹あかりを展示することで、地域資源を生かした取組、環境との調和や日本の文化の魅力を世界に示す象徴的な成果であり、本市にとっても重要なレガシーであると考えております。

この竹の茶室の取組は、単に大阪・関西万博で終わるものではなく、2027年３月か

ら始まる国際園芸博覧会、ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ2027においては、体験型の要素が加わるなど、発展的に引き継いでいくことになります。さらには、本市における竹資源の循環化活用につながる取組にも引き継がれていくものと考えております。

○米田貴志委員

今、答弁の中にもございましたけど、子供たちの心に刻まれたレガシーとして、世界の舞台での挑戦、表現ができた貴重な体験、これが１つのレガシーであったというような言葉でございました。

一方で、この形の残るレガシーとして竹を挙げられました。この竹は本市の課題の１つであります自然保全エリアに散在する竹、これらを活用して世界に向けてアピールできたということは、私もよかったのではないかと考えているところでございます。

そして、継続してＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯにもつなげると、また本市でも、民間の力によりまして、今後は資源として循環活用、そして自然保全エリアの整備、竹林の整備、明確に好循環のつながりが見えているという点におきまして、評価させていただきたいなと思っているところでございます。

考えれば、本市のササをパンダが食べてくれたことをチャンスと捉えてここまでつなげてこられた関係部局の皆様には、敬意を表したいなと思っているところでございます。皆様が築かれたレガシー、これがさらに発展することを期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、決算書184ページ、事務報告書58ページになりますが、消費者安全安心確保事業について伺いたいと思います。

この事業を展開する消費生活センターでは、消費者と事業者との間で発生した商品やサービス、契約や販売方法など消費生活全般にわたる相談へのアドバイスや助言を行っていただいているわけですけども、調べによりますと、その相談件数は令和７年度が1135件と、これは事務報告書に書いておりますが、ちなみに令和６年は1063件、５年は1083件ということでございます。比較的1000件を超えている多い相談内容だと思います。

主な相談案件といたしましては、記載されているとおり通信販売や訪問販売など、物品やサービスの購入に関する苦情が大半と事務報告書に記載されていますが、その他というところもございますので、その他についてと最近の傾向、これをお示しいただきたいと思います。

○上東東自治振興課長

まず、事務報告書に記載の相談内容区分のうちのその他についてでございますが、こちらは不明もしくは無関係ということで、直接、最終的な相談に至らないというような内容ですとか、あるいはセンターに直接の関係のないようなお話が計上してございます。

また、最近の御相談の傾向ということでございますが、こちらは携帯電話に国際電話や通話や音声ガイダンスで不審な電話がかかってきたというような御相談ですとか、メールやＳＭＳ送信メッセージのほうに、身に覚えのない請求を受けたというような御相談を受けているほか、こういった個人情報を狙うフィッシング詐欺についても依然多いという状況になってございます。

○米田貴志委員

これは分かりました。今答弁いただいた中で、気になるキーワードが携帯電話ということでございました。国際電話や音声ガイダンスで不審な電話かかってきたり、メール、ＳＭＳということでございました。

片や、私のほうでもこのデジタル化を進めるに当たりまして大変気になるところで

ございます。このあたりの対策も、スマホ教室などでも取り入れるべき課題なのかと考えるところでございます。

それでは、その相談を頂く性別、年齢、加えて相談の手法などについてお示しを頂きたいと思いますし、併せてそれに対応してくださる相談員の体制についてもお示しいただきたいと思います。

○上東東自治振興課長

まず、相談者の方の性別でございますけども、こちらは女性の方が約57％ということで、男性よりも若干多いという状況にございます。年代別で申し上げますと、70歳代以上の方が最も多くて、全体の28％になります。加えて、60歳以上に集計しますと、もう約半数に達するという状況になってございます。ただ、一方で最近では20歳代の若い方の御相談も比較的増加の傾向にあるという状況でございました。

続いて、相談の方法ということでございますが、こちらはセンターのほうに御連絡いただくのは、電話によるものというものが９割近くなってございまして、実際にセンターのほうに来所いただく方は約１割程度にとどまっている状況でございます。

次に、相談の体制でございますけども、消費生活センターには所長と事務職員のほか、消費生活相談員資格という資格を有する専門の相談員３名を配置して５名の体制になってございます。いずれも会計年度任用職員や再任用職員というふうになってございます。

○米田貴志委員

相談員の方は３名ということでございましたが、先ほど答弁いただいた中で、年代別のところも気になりますね。70歳以上の方が３割、60歳以上で約半数ということですから、先ほどの携帯電話のことも考えると、スマホ教室などでももう１回この点は見逃せないなということを強く思ったところでございます。

そして、相談員は３名とのことでありましたけども、年々複雑化をしていく詐欺商法といいますか、他人にはそれは詐欺やでと言えても、自分自身に降りかかると、気がついたらだまされてしまうという、巧みな話術やトリック、それらに対応するためには、やっぱり相談員の方々のスキルというものが常に向上していただかないといけないという、欠かせないというふうに思うわけでございますけれども、この相談員の方々のスキルの維持向上について、課題や問題はいかがなものなのか。また、３名というふうにおっしゃいましたけども、人員確保についても不安や課題はないのか見解を求めたいと思います。

○上東東自治振興課長

相談員の方３名のうち、お二方は10年以上も本市のほうで相談員として長年御尽力いただいている方でございまして、熟知、熟練していただいているということにはなります。加えて、日頃のスキルアップに向けても、年間を通じて国民生活センターが開催する研修会ですとか、大阪弁護士会との共同事例研究会に御参加いただくなど、多様化、複雑化する消費生活問題や相談内容に対応できるよう、日頃からスキルアップに努めていただいている状況でございます。

また、人員の確保につきましては、こちらは令和５年度に１名欠員ということになった状況がございました。その際は、新たな人員の確保に大変苦労したという経験もございますので、今のこういった資格のある有資格相談員の成り手不足という状況が深刻な状況にありまして、どこの自治体でも苦慮しているという様子でございます。その点が課題かというふうに認識してござ

います。

○米田貴志委員

２点伺ったんですが、スキルアップについては、多分その決算書の同じページの下にある地方消費者行政活性化事業という中に、その研修に行く費用等々が入っていますので、これが活用されているのかなというふうに思っておりまして、こういった中でタイミングよくというか、時代に、そのときに応じた研修を受けてくださっているんだろうというふうに思いますので、一定理解をさせていただけるかなと思うわけでございますが、やはり気になるのが、先ほどおっしゃった有資格相談員の成り手不足が深刻な状況というふうな答弁がございました。要はその専門の人材確保という課題に対して、どのような対応というか、ものが今後は必要になるのではないか、検討しているのか、その辺の見解を求めたいと思います。

○上東東自治振興課長

まず、現状の３名の相談員の方につきましては、非常に好意的に本市の状況を御理解いただいて、大変御協力いただいているという状況にはございます。その上で、直近で申しますと令和10年度末に３名の方のうち２名が更新の時期を迎えます。ですので、それまでに様々な可能性についてあらかじめ検討しておくということは必要であるというふうに考えてございます。

そのためには、まずは運営体制の強化と早期の補充を想定しまして、早い段階から募集、確保に努めることがまず必要ではないかというふうに考えてございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、こういった有資格者につきましては、民間企業のほうが好条件でかなり採用している状況で、抱え込みをしているということなどから、この人材確保については非常に厳しい状況だというふうに認識してございます。

一方で、大阪府内の他の自治体の事例を見てみますと、近隣市町との事務の広域化を図っている地域もございます。

富田林市さんと太子町さん、河南町さん、千早赤阪村さんで、共同で事務を実施している事例もございますし、また、守口市さんのほうでは、相談業務を民間事業者に委託しているという事例も見られます。

ほかにも、先ほど申し上げましたように、電話による相談が圧倒的に多うございますので、電話相談については、民間のコールセンターなどの外部に委託をして、オンラインでも対応するというようなことができないかとか、全国の先進的な事例も調査する必要がありますので、今後、様々な方法や対策について調査研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○米田貴志委員

様々検討している方向性が見えてきたかなというふうに思います。消費生活センターは、これまでも長きにわたって市民の不安に対し、対応してきていただいていることに、まずは心から感謝を申し上げたいと思うわけでございます。

また、この事業の取組は、相談件数を考えても必要な事業であることが十分に理解できるなと思うわけでございます。また、相談者の過半数が60代以上で、70代は全体の３割近くにもなるということを鑑みても、なおさらそう思うわけでございます。

その一方で、専門人材の確保が困難になりつつあるとのことでございました。また、電話による相談件数が９割とのこの事実を踏まえれば、先ほど示されました広域化、また民間委託、こういったことを含めて、検討を急いでおく必要があると考えるわけでございます。ただし、１割といえ相談セ

ンターにお越しになられる方もおられる事実も見据え、今後の在り方の検討を進めることを求め、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、決算書の172ページです。それから事務報告書の149です。芸術文化普及事業について伺いたいと思います。

今回、この芸術文化普及事業のこの委託料が結構大きな金額に入っておりますが、この執行された内容についてお聞かせを頂きたいと思います。

○田宮真理子文化国際課長

芸術文化普及事業でございますが、市民の皆様が日頃の成果を発表する岸和田市文化祭事業に要する委託料、自泉会館での事業委託料、子供を対象とする事業の委託、また杉江能楽堂で開催いたしました素踊りの會の事業委託などを実施いたしました。

○米田貴志委員

今おっしゃったこれら文化振興の事業というものでございますけども、当然、この本市の文化振興計画である文化創造ビジョン・岸和田にのっとって実施しているというふうに思うわけでございますが、このビジョンは令和５年から令和９年度までが計画期間となっているものでございまして、その中で重点目標には、「子供たちが文化・芸術にふれ、創造性や感性を育む」と定められているわけでございます。

子供さんたちが幼い頃から、こういった文化に触れることは豊かな感性を養い、創造力や創造性、またコミュニケーション能力を育むなど、様々な可能性を高めてくれると思うわけでございますが、文化芸術が発展していくためにも、この次の世代である子供さんたちへの切れ目のない文化芸術の普及活動が欠かせないと考えますが、この視点は間違いないでしょうか。

○田宮真理子文化国際課長

おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○米田貴志委員

それを確認した上で申し上げますが、このビジョンの重点目標である子供たちへの文化振興事業が令和７年度ではそのとおり実施されたのか、そしてされたならどのような取組がなされたのかお聞かせを頂きたいと思います。

○田宮真理子文化国際課長

ビジョンの重点目標であります子供たちが文化芸術に触れる事業としましては、まず、就学前児童と小学校へのアウトリーチ事業、また、配慮を必要とします子供さんと保護者を対象としたコンサートがございます。

また、杉江能楽堂で開催いたしました上村吉太朗さんによる素踊りの會の開催に合わせまして、その前日に子供を対象にしたワークショップを開催いたしました。このワークショップでは、吉太朗さんが映像を使ったり、実際に踊りながら、子供たちに分かりやすい言葉を使って歌舞伎を解説する場面と、歌舞伎の化粧であるくま取りを体験できる構成となっておりました。

参加できる人数は20名と限られておりましたが、子供たちが間近に踊りを見て、自分の顔に歌舞伎の化粧をする体験ができるなど、大変好評でございました。

日本の伝統芸能をいかに次の世代に知ってもらい、親しんでもらうかは重要なことであると認識しておりますが、今回のこの取組がその一助となったものと考えております。

○米田貴志委員

上村吉太朗さんの素踊りの會ですか、今お話聞いただけでもわくわくするようなすばらしい内容だなというふうに思うわけでございます。

それでは、改めて杉江能楽堂で開催された上村吉太朗さんの公演についてお尋ねをいたしますが、この吉太朗さんは、御承知のように本市岸和田市出身で、幼少の頃に伝統芸能である歌舞伎に出会って、僅か６歳だったでしょうか、上村吉太朗という名を名のり、８歳には部屋子になったということでございます。以降は、様々名立たる舞台に立たれまして、目覚ましい活躍をされておられます。

古典作品はもとより、ファイナルファンタジーなど新しいタイプの歌舞伎の作品の配役も頂いたと聞いております。これら活躍が評価されて、令和４年度の咲くやこの花賞を受賞するなど、今後ますます期待される歌舞伎役者ではないかなと思っているわけでございます。

そこで、提案をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。本市には観光大使やスポーツ大使がございますが、芸術文化大使というのはないわけでございます。今後大きく羽ばたく、日本の伝統芸能を背負う若手の姿、そして成長されていく姿は岸和田の子供たちに大きな希望となるのではないかと思います。

そして、先ほどワークショップのことを語っていただきました。吉太朗さんが映像を使ったり、実際に踊りながら、子供たちに分かりやすく歌舞伎を解説する場面と、歌舞伎の化粧であるくま取りを体験できる構成となった。日本の伝統芸能をいかに次の世代に知ってもらい、親しんでもらうか、まさにそういう取組が私はもうぴったりではないかなと思うわけでございます。こういった伝統芸能を通して本市に様々にアドバイスを頂戴することというのは、非常に有効なことになるのではないかと思いますが、そのためにも今言いました芸術文化大使、このような制度が必要と考えますが、見解を求めたいと思います。

〇田宮真理子文化国際課長

委員おっしゃるとおり、本市出身者であります上村吉太朗さんの活躍は非常に目覚ましく、今後ますます活躍される期待の逸材でございます。委員御提案の芸術文化大使については、他市での先行事例とともに、本市にとって効果的な取組になるものかなど、まずは調査、研究を行いまして検討してまいりたい、そのように考えております。

〇米田貴志委員

初めてのことですので、課長も慎重にならざるを得ないのかなという答弁だというふうに思うわけでございますが、やはり、そういう有能な方々、期待される方々、そして特に岸和田は伝統というもの、また日本の文化芸能を大事にしていかなければならない立ち位置に私はあるのだろうというふうに思っておりますので、そういった意味では適任ではないかなと思っているわけでございます。

そして、岸和田市としても、彼の活躍というのは誇るべきものでありまして、さっきも言いましたように、観光大使やスポーツ大使ではなくて、日本の伝統芸能に取り組んでいる吉太朗さんには、ぜひ芸術文化大使が私はふさわしいのではないかと思うわけでございます。

そして重ねて、加えて申し上げさせていただきますと、同じく世界的に活躍されているアーティストが岸和田にはいらっしゃいます。皆様御承知のとおり、塩田千春さんも本市出身で、事務所も岸和田、岡山町に置いてらっしゃいます。この塩田さんの活躍でも、世界的な方ですので、岸和田の芸術文化大使といって受けてくださるかどうか分かりませんけども、それでも岸和田を愛する方というふうに伺っておりますので、こういったお二人とも、芸術という世

界では功績を重ねておられる方々ですので、市が認めていく仕組みを創設するべきではないかということを申し上げまして、今回の質問を終わります。

以上です。

○岩﨑雅秋委員

決算書157ページ、事務報告書21ページの広報事業についてお伺いします。決算書157ページの手数料の中に、町会自治会が各町会員に広報きしわだを配布する手数料が入っていると思いますが、１枚当たり幾らの手数料を支払っているのでしょうか、お答えください。

○乾太郎広報広聴課長

本市では、広報きしわだの配布を基本的に各町会、自治会へ委託しておりますが、令和７年度におきましては、配付いただいた広報紙１枚当たり10円の手数料をお支払いしております。

○岩﨑雅秋委員

では、157ページの手数料の内訳をお示しください。

○乾太郎広報広聴課長

手数料1121万8184円でございますが、この内訳と金額について御説明いたします。

まず、町会、自治会等配布手数料として783万8420円、シルバー人材センター配布手数料といたしまして14万3556円、民間配送業者等への支払い費といたしまして211万2000円、声の広報ダビング手数料といたしまして37万1580円、声の広報音声版録音手数料といたしまして36万円、点字広報製作手数料といたしまして39万2628円。

以上でございます。

○岩﨑雅秋委員

事務報告書の21ページに、一月当たりの発行数が７万4500、配布先が市内全世帯及び官公署等とありますけれども、同じ報告書の62ページには、令和８年３月31日現在９万1604世帯とあります。配布先が市内全世帯とあるのに、なぜ発行数が世帯数を下回っているのかを御説明願います。

○乾太郎広報広聴課長

委員御指摘のとおり、本市の総世帯数と実施の広報紙の発行部数に相違が生じているのは、町会、自治会やシルバー人材センター等へ実際に配布を依頼している世帯数及び関係各所への配架実績数などを基に、残数が生じないよう厳密に調整、算定を行っているためでございます。あわせて、町会等からは定期的に配布数の増減について申出を頂いており、これらを集計した実数に基づき、毎月７万4500部を発行しております。

また、今回の件に関連いたしまして、事務報告書21ページにある市内全世帯及び官公署等という記述につきましては、市内の全世帯に漏れなく紙の広報紙が自宅に届いているとの誤解を招きかねない表現だったと考えております。実態といたしましては、各町会等を通じて実際に配布している世帯や配架場所を対象としていることから、次年度以降の事務報告書における表現方法につきましては、実態がより正確に伝わる文言へ速やかに修正してまいります。

○岩﨑雅秋委員

要するに、町会に入っていなければ、自分から取りに行かないと広報きしわだが見れないということですが、市民からの問合せに対してどのようにお答えしているのでしょうか。お答えください。

○乾太郎広報広聴課長

町会、自治会に加入されてない世帯等への対処、また市民の皆様からの問合せにつきましては、広報紙の情報が広く行き渡るよう、多角的な手法について御案内し、個別に対応しているところでございます。

具体的には、町会、自治会が組織されて

いない地域や町会による配布が困難なエリア等につきましては、シルバー人材センター等へ配布業務を委託し、カバーしております。

さらに、町会未加入の方や直接手元で受け取れない市民の皆様が御自身で取得できるよう、市民センター、郵便局、コンビニエンスストア等の市内各拠点にも広く配架を行って対処している点を御案内し、御理解を頂いております。

○岩﨑雅秋委員

よく各課の答弁で、市民への周知は広報きしわだに掲載していますとよくあります。広報きしわだは全市民に見ていただくのが本筋と考えます。なので、さらなる検討を要望し、この質問は終わります。

次に、決算書154ページ、事務報告書31ページの職員研修・育成事業について質問します。決算書155ページの普通旅費のうちの派遣研修でマッセＯＳＡＫＡへは151人で、旅費は幾らでしょうか。また、その他の派遣は26人で、旅費は幾らでしょうか。お答えください。

○庄司野公也人事課長

普通旅費のうち、大阪府新別館にございますマッセＯＳＡＫＡへの研修参加に係る旅費は20万2590円、国際文化アカデミーなどのその他の研修参加に係る旅費は10万5720円でございます。

○岩﨑雅秋委員

では、その研修の報告書は提出されているのでしょうか。

○庄司野公也人事課長

研修を受講した職員には、振り返りと情報共有のため、報告書や復命書を作成してもらい、所属課と人事課において供覧しております。

○岩﨑雅秋委員

では、研修の効果をお示しください。

○庄司野公也人事課長

具体的な数値でお示しできるものはございませんが、研修に参加した職員の報告書には、学んで終わりではなく、今後の業務に生かしたい。事例や演習を通じて理解が深まった。実務に結びつく内容だった。理解が深まり、学び直しの機会になったといった意見が多く寄せられております。このことから、職員の理解促進や今後の能力向上に寄与する有意義な機会であったものと考えております。

○岩﨑雅秋委員

報告書は、市民のためにも同僚のためにもなると考えますが、公開はされないのでしょうか。また、公開するつもりはないのでしょうか。お答えください。

○庄司野公也人事課長

報告書につきましては、職員の業務改善や人材育成を目的として作成しているものであり、内容には、業務上の課題、内部検討の状況、関係部署との調整内容など、内部管理上の情報が含まれる場合がございます。また、外部講師による研修内容に基づくものにつきましては、著作権上の配慮も必要となることから、報告書そのものを一律に公開する運用とはしておりません。

一方で、人材育成の観点から、多くの職員の能力向上につながる研修につきましては、その概要や要点を周知することが望ましいと考えております。これを機に、可能なものにつきましては、生成ＡＩを活用して報告書を要約し、庁内ＬＡＮに掲載するなど、職員に周知する機会を設けることを検討してまいります。

○岩﨑雅秋委員

先ほどの研修に行った報告での感想を伺うと、全職員の触発のためにも、ぜひ全職員へ周知できるように要望し、終わります。

○中井良介委員

財政課に基金についてお尋ねをします。

財政運営にとって財政調整基金や減債基金というのは非常に大事なものだと思うのですが、近年、この残高が増えてきていると思うんです。年度末現在高が、調整基金が52億、減債基金が37億と、89億という額に達しているわけですが、先ほどの質問でもありましたが、標準財政規模の20％というのを目標に置いているというわけですが、その根拠は何でしょうか。

○淺野卓司財政課長

財政調整基金等残高比率の目標であります20％につきましては、令和３年度決算時に政令市を除きます府内市の平均が20％でございまして、本市、その当時13％と低かったことから、平均値まで引き上げる目標として設定したものでございます。なお、令和７年度末の府内市の平均については、22.2％となっている状況でございます。

○中井良介委員

ほかの市も含めて積み上げているんだなということは分かるわけですが、府内平均とか20％というのが、合理的な根拠はないと思うんです。やはりこの基金というものを市民の様々な要望やら行政上必要なことというのは、たくさんあると思うんですが、そういう市民のために使うということが大事だと思うんですが、その点については。

○淺野卓司財政課長

委員御指摘のとおり、その時々の社会課題や市民ニーズに対応するため必要な施策を実施するということは必要であるというふうに認識しておりますが、ただ、財政調整基金の残高についても一定必要であるというふうな認識がございます。

○中井良介委員

必要であるのは認めるんですけれども、やはり、それこそ必要な事業に使っていく、特に市民のために使うということは大事なことだと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○淺野卓司財政課長

基金の繰入れの考え方ということですが、予算編成におきましては、様々な事業を実施していく上で、その重要度、必要性、優先度を総合的に考慮いたした上で、歳出予算を計上しております。その中で市税や国庫補助金を含め、様々な特定財源を十分に検討し、活用した上で、なお収支不足が生じたときに財政調整基金を繰り入れているというような状況でございます。そのような状況でございますので、市民サービスの向上は当然に重要でございますが、同時に、財政の健全性と持続可能性を確保することも不可欠でございます。

以上です。

○中井良介委員

特定の事業に基金を充てていくというのは、特に継続的な、恒常的な事業に充てるというのは、それはそれで問題はあると思うんです。ただ、必要な事業を行っていく場合とか、当然継続的な事業の財源というのは、基金に頼るのではなしに、一般財源を確保すべきことやと思うんですが、始めていくときとか、特に今、市長なんかも、岸和田を子育て世代に選ばれるとか、スポーツの岸和田とか、そういう新たな事業を進めていくときに、やはり積極的な初期費用としてでも充てていって事業を起こしていくということは、非常に大事なことだと思いますので、市長含めてぜひその辺は検討して、有効な活用を図っていただきたいと思います。

以上です。

○𣘺原佳一委員

決算書203ページの旅券交付事業について質問いたします。

旅券交付事業のうち消耗品費の不用額は

約4000万円もありますが、過去３年間の交付実績も含めて、その理由についてもお答えください。

○吉井俊司市民課長

当事業の消耗品費の不用額で主なものは、旅費、手数料のうち、国手数料となる収入印紙を購入する費用におきまして、予算額8354万2000円に対して決算額は4360万円、不用額が3994万2000円になっております。

過去３年間の交付実績は、令和４年度1930件、令和５年度4733件、令和６年度5117件となっており、令和７年度予算については、交付実績から近年の傾向を踏まえ、算出しているところ、電子申請を令和６年11月から開始しておりまして、令和７年度にはその利用が拡大されることも予想し、約7300件相当を見込んでおりましたが、交付実績が4771件となり、想定どおりの増加となりませんでした。

要因としましては、令和８年度に手数料が大幅に引上げされるという内容が令和７年の12月に報道されたため、それ以降の申請が先送りになったことや円安などにより海外旅行を控えられた可能性が考えられます。

○来原佳一委員

ありがとうございました。電子申請が令和７年度本格実施した、令和７年度ですが、電子申請の方法について少し詳しくお答えください。また、電子申請率についてもお答えください。

○吉井俊司市民課長

パスポートの電子申請につきましては、マイナポータルを活用し、申請者がマイナンバーカードによる本人確認を行った上で、旅券申請に必要な情報を電子的に提出できる制度でございます。

申請に際しましては、氏名、住所等の基本情報のほか、顔写真及び署名画像をオンラインで送信することができ、申請情報は国のシステムを通じて所管窓口に送付され、審査が行われる仕組みとなっております。これにより、従来のように申請書を作成し、窓口へ持参する負担が軽減されております。

利用率につきましては、令和７年度の実績では、総申請件数5064件のうち電子申請は1484件で、利用率は約29％、令和８年４月から８月末時点においては、総申請件数の2216件のうち、電子申請は819件で、利用率は37％となっております。申請に当たりましては、マイナアプリ対応のスマートフォン等からマイナポータルにログインし、パスポート申請の手続を選択していただきます。

次に、申請書類としまして、新規申請、更新申請、記載事項変更申請等の該当する手続を選択し、画面の案内に従って必要事項を入力していただきます。これまで提出が必要でした戸籍謄本につきましては、電子戸籍が自動的にシステム連携されますので、併せてあと顔写真データ及び署名画像を登録し、申請内容を送信していただく流れとなります。ただ、旅券の受け取りについては、紙申請と同様で、本人が窓口へお越しいただき、手数料の納付をお願いしておるところです。

ただ、注意事項といたしまして、顔写真や署名画像につきましては、所定の規格が定められており、規格に適合しない場合や不鮮明な場合は申請が受理されない、または補正を求められることがございます。また、システムの保守等により一時的に利用できない場合もございますことから、余裕を持って申請していただくようお願いしているものでございます。

○来原佳一委員

ありがとうございました。不用額については理解いたしました。

また、電子申請が伸びつつあり、市民サービスは向上しますが、顔写真の判定など事務量が増えるとのことです。

また、職員はマイナンバーカード交付事業と兼務とのことですが、今後は職員の人員体制も検討して市民サービスの向上に努めていただくよう要望して、私の質問を終わります。

○海老原友子委員

決算書の170ページ、大阪・関西万博推進事業について質問いたします。

大阪・関西万博につきましては、当初の予算を大きく超える巨額の予算投入や工期の遅れ、建設労働者の残業の要請やメタンガスの発生など次々と問題が生じ、そして閉幕後も下請業者への工事費の未払い等問題が続いており、国、大阪府、万博協会の総括には疑問のあるところですが、本市が行った事業、先ほどの米田委員の質問とかぶるところもありますが、事業の内容について教えてください。

○中井学企画課長

大阪・関西万博推進事業における万博会場での自治体参加催事としまして、大阪府と府内全市町村が参画いたしました大阪ウィーク～春・夏・秋～及び2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合が主催いたしましたＬＯＣＡＬ　ＪＡＰＡＮ展の２つの枠組み及び閉幕イベントに出展してございます。

１つ目の大阪ウィーク～春・夏・秋～につきましては、大阪府と府内全市町村が一体となりまして、祭りをテーマに自由闊達で進取の気性に富んだ大阪のポテンシャルを結集し、次の世代に脈々と語り継がれる大阪ならではのイベントを実施してございます。

会期中の春、夏、秋の３期、計35日間にわたりまして、ＥＸＰＯアリーナでは、大阪の祭！～ＥＸＰＯ2025春の陣・真夏の陣・秋の陣～が、ＥＸＰＯメッセでは、地域の魅力発見ツアー～大阪43市町村の見どころ～が実施されました。

本市におきましては、５月の春の陣では、地域の絆のテーマの下、岸和田城や蛸地蔵伝説のパネル展示、映像放映による歴史の発信や岸和田産など大阪泉州地域の農水産物を用いた料理の販売、藤井町の御協力によりまして、だんじり１台の展示、実演、ステージイベントとして、岸和田出身の歌手と市内高校４校のダンス部、音体部によるステージパフォーマンスが披露されました。

７月の真夏の陣につきましては、世代の絆のテーマの下、岸和田ブランド認定品からの展示でございますとか、久米田高校ダンス部と太鼓部などによるパフォーマンスが披露されました。

９月の秋の陣につきましては、世界の絆のテーマの下、パンダバンブープロジェクトの発信といたしまして、竹の茶室の展示等が行われました。

２つ目のＬＯＣＡＬ　ＪＡＰＡＮ展につきましては、2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合に加盟する東北から沖縄までの43自治体が文化や技術、歴史を通じ、地域から日本の魅力を発信するイベントでございます。

本市におきましては、文化・伝統技法を未来へ、手工芸・いろいろな素材の違い「産地の技術と魅力の共演～職人の想いをのせて～」のテーマの下、貝塚市、香川県の東かがわ市、高知県の須崎市との４市共同出展を実施いたしました。本市からはだんじり彫刻、大阪泉州桐たんすの展示を実施いたしました。

また、閉幕イベントにつきましては、2025年日本国際博覧会に携わってきた多く

の方々や来場者の皆様に感謝を伝えるとともに閉幕後の新たな旅立ちを応援するファイナルイベントとして開催され、本市は第１部、美しい日本の文化・伝統による「おもてなし」にて大阪ウィークで展示、実演しただんじりの展示、実演の依頼を受け、藤井町の御協力により地元、大阪の祭りを代表してだんじり１台の展示、実演を実施してございます。

○海老原友子委員

ありがとうございます。では、取組の結果はどうであったか教えてください。

○中井学企画課長

大阪ウィーク～春・夏・秋～のＥＸＰＯアリーナの春の陣では、延べ来場者が4.8万人、真夏の陣では6.4万人、ＥＸＰＯメッセでは延べ来場者数は、春は3.2万人、夏は4.5万人、秋は6.5万人と報告を受けております。

また、ＬＯＣＡＬ　ＪＡＰＡＮ展につきましては、７月29日に開催した岸和田市のブースでは、1060名にお越しいただきました。ＬＯＣＡＬ　ＪＡＰＡＮ展でのアンケートの結果では、彫刻の実演が近くで見られたことに対する喜びの御意見や貴重な体験につながった旨の御感想、伝統工芸の後世への技術継承の思いなどが挙げられていました。

その他、出演者からの御感想などはお伺いしておりませんが、パフォーマンスを行った高校生たちにとっては、自分たちの表現や挑戦が社会につながったという実感を得る貴重な機会となったと考えております。

○海老原友子委員

ありがとうございます。予算につきましては、先ほど米田委員の質問で、万博推進事業の不用額についての御答弁がありましたので、その理由は分かりました。万博全体の計画自体が遅れがある中、本市としてはめいいっぱいの企画を計画され、実に岸和田らしさを発揮されたと思います。不測の事態が生じることのないよう、予算を大きく取られ、予定どおりの企画が実行でき、多くの人に感動を与えられたことと思います。万博が、参加された生徒さんとか、見られた方々、参加された方々、本当に貴重な経験をされたことと思います。万博が終わってからの参加自治体での情報交流などはあったのでしょうか。

○中井学企画課長

地域の未来社会を創造する首長連合主催のＬＯＣＡＬ　ＪＡＰＡＮ展に共同出展いたしました４市とは、大阪・関西万博での共同出展終了後も引き続き相互に広域的に連携し、地域の活性化を図ることを目的に、岸和田市・貝塚市・東かがわ市・須崎市広域連携連絡会を発足してございます。観光振興に係る情報共有及び情報発信に関することなど、相互に連携する取組を進めていくものでございます。

○海老原友子委員

ありがとうございます。事業自体は終わったわけですが、万博を通じてそういう自治体の交流ができて、今後につながるということですので、また、観光その他の企画などでも頑張っていただけますよう要望して質問を終わります。

○西田武史委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、人件費及び２款総務費の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

（理事者交代）

次に、３款民生費の審査に入ります。

本件に関して、理事者の説明を求めます。

○田中康博福祉部長

３款民生費につきまして御説明申し上げ

ます。決算書の214ページ、215ページをお願いいたします。

３款民生費は、予算現額518億1336万9244円に対しまして、支出済額は490億2663万8680円で、継続費逓次繰越が２億3478万24円、繰越明許費が２億5746万199円でございましたので、不用額は22億9449万341円となっております。

１項社会福祉費が、予算現額181億836万3359円に対しまして、支出済額は172億107万8550円で、繰越明許費が２億5544万9199円ございましたので、不用額は６億5183万5610円となっております。

主なものといたしまして、216ページ、217ページをお願いいたします。事業別区分欄、１つ目、後期高齢者医療広域連合負担事業に9955万余円の支出で、これは後期高齢者医療広域連合の事務経費など、共通経費についての市負担分でございます。

218ページ、219ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目、福祉総合センター指定管理事業に6322万余円の支出で、福祉総合センターの管理運営に要した人件費、光熱水費、保守管理などの指定管理業務に係る経費でございます。

その１つ下、社会福祉協議会支援事業に5950万円の支出で、岸和田市社会福祉協議会の運営及び事業を支援するための事業補助などの経費でございます。

さらにその３つ下、コミュニティソーシャルワーカー事業に4300万余円の支出で、市内11か所へのコミュニティソーシャルワーカー配置に伴う委託料でございます。

220ページ、221ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目、事業者・法人指定指導事業に285万余円の支出で、これは本市を含む５市１町で共同処理しております介護・障害福祉サービス事業者、社会福祉法人、児童福祉施設などの指定や認可や指導、システム更新などに要した経費でございます。

222ページ、223ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、定額減税補足給付金支給事業に５億9041万余円の支出で、令和６年度事業の同事業が前年度所得を基に推計した額で給付ししたため、当該年度の所得が確定後、差額が生じたものに対して不足額を給付する事業に要した経費でございます。

226ページ、227ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、自立支援介護給付費等事業に74億4231万余円の支出で、これは障害者総合支援法に基づく居宅介護や施設入所支援などの障害福祉サービスの給付に要する経費でございます。

228ページ、229ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から３つ目、障害支援区分認定等事業に897万余円の支出で、これは障害福祉サービスを利用する際に必要な障害支援区分の認定のための調査業務委託及び区分認定審査会の開催等に係る経費でございます。

その２つ下、障害者システム運用事業に547万余円の支出で、これは障害福祉サービスの新設及び精神障害者保健福祉手帳の取得者が旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引対象となったことに伴い、手帳交付やデータ管理を行うシステムの改修に要した経費でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目、地域生活支援事業に４億2304万余円の支出で、これは相談支援、日常生活用具の給付、移動支援など地域での日常生活及び社会生活を支援する障害福祉サービスの給付に要する経費でございます。

234ページ、235ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から３つ目、高齢者

ふれあいセンター朝陽及び光陽地区公民館集約事業に１億124万余円の支出で、これは両施設の集約工事に伴う工事請負費でございます。

事業別区分欄一番下、後期高齢者医療基盤安定繰出事業に６億8900万余円の支出で、これは低所得者に対する保険料の政令軽減分に係る繰出金でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、後期高齢者医療給付費負担事業に27億2859万余円の支出で、これは医療費の12分の１に当たる市負担分でございます。

その１つ下、介護保険事業特別会計繰出事業に30億8353万余円の支出で、これは主に介護保険給付費に係る市負担分と職員給与費でございます。

さらにその２つ下、重度障害者医療助成事業に５億2186万余円の支出で、これは重度の身体及び知的障害者児に対する医療費の助成に係る経費でございます。

240ページ、241ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、生活困窮者自立支援事業に4123万余円の支出で、これは主に生活困窮者自立相談支援事業や学習支援事業の運営委託料及び住居確保給付金の扶助費でございます。

242ページ、243ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、物価高騰重点支援給付金支給事業に5106万余円の支出で、これは物価高騰により家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する事業のうち令和７年度に要した経費でございます。

続きまして、２項児童福祉費は、予算現額201億3428万91円に対しまして、支出済額は189億7313万1379円で、継続費逓次繰越が２億3478万24円、繰越明許費が201万1000円でございましたので、不用額は９億2435万7688円となっております。

248ページ、249ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から２つ目、こども家庭すこやかセンター運営事業に2619万余円の支出で、これはこども家庭すこやかセンターにおいて、子育て家庭や妊産婦への訪問、相談支援業務などに要した費用でございます。

その１つ下、公有財産管理事業に3744万余円の支出で、これは子育て施設課が所管する市立大宮保育所及び春木保育所の用地に係る境界確定並びに用地測量業務委託のほか、旧いながわ療育園解体工事に要した費用でございます。

250ページ、251ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、児童手当支給事業に41億5840万余円の支出で、児童を養育している父母等に対し手当を支給する事業で、主に扶助費でございます。

252ページ、253ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、保育所等運営事業に５億4944万余円の支出で、市立保育所及び認定こども園、計11か所の運営に要する経費でございます。

254ページ、255ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、民間保育所運営事業に５億4927万余円の支出で、民間保育所に対する委託料でございます。

その２つ下、放課後児童健全育成事業に、４億444万余円の支出で、これはチビッコホームの管理運営及び施設設備に係る経費でございます。

258ページ、259ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、教育・保育施設施設型給付事業に46億9717万余円の支出で、認定こども園及び小規模保育事業に対する施設型給付に係る扶助費でございます。

その１つ下、教育・保育施設運営支援事業に３億6739万余円の支出で、市内の民間

保育所、認定こども園及び小規模保育事業に対する事業費補助等でございます。

さらに一番下、母子保健事業に１億7836万余円の支出で、これは妊婦健康診査及び４か月児、１歳６か月児など乳幼児健診の医師への報償費、医療機関などへの委託料が主なものでございます。

260ページ、261ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、妊婦等包括相談支援・支援給付事業に１億3552万余円の支出で、これは妊娠期から出産、子育てまで継続して支援する伴走型相談支援及び経済的支援の実施に要するもので、主に扶助費でございます。

262ページ、263ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、児童扶養手当支給事業に11億3733万余円の支出で、これはひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する事業で、主に扶助費でございます。

264ページ、265ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から３つ目、子ども医療助成事業に７億1555万余円の支出で、18歳に達した年度末までの児童の入通院に伴う医療費の助成に係る経費でございます。

同じくその下、ひとり親家庭医療助成事業に１億7965万余円の支出で、ひとり親家庭の親等と児童に対し、児童が18歳に達した年度末までの入通院に伴う医療費の助成に係る経費でございます。

さらにその下、保育所等整備事業に4902万余円の支出で、市立城北保育所及び城内保育所の保育室空調機更新工事のほか、桜台保育所の送迎用駐車場のアスファルト舗装工事等に係る経費でございます。

266ページ、267ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から３つ目、市立認定こども園整備事業に４億7100万余円の支出で、これは市立旭・太田こども園及び春木・大芝こども園などの工事に要した費用でございます。

268ページ、269ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、障害児通所支援事業に19億673万余円の支出で、これは放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業及び障害児相談支援事業に係る扶助費などでございます。

272ページ、273ページをお願いいたします。３項生活保護費は、予算現額112億6200万1794円に対しまして、支出済額は107億8767万1605円で、不用額は４億7433万189円となっております。

274ページ、275ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から２つ目、生活保護事業に102億5082万余円の支出で、これは生活保護世帯に支給した保護費で、生活費、医療費などでございます。

276ページ、277ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、中国残留邦人等援護事業に553万余円の支出で、中国残留邦人等に給付する生活費、医療費などでございます。

その下、４項災害救助費は、予算現額2225万円に対しまして、支出済額は136万5000円で、不用額は2088万5000円となっております。これは火災などにより被害を受けられた方に対する見舞金でございます。

その下、５項国民健康保険費は、予算現額22億8647万4000円に対しまして、支出済額は20億6339万2146円で、不用額は２億2308万1854円となっております。これは国民健康保険事業特別会計繰出事業と国民健康保険基盤安定繰出事業の繰出金でございます。

説明は以上でございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願い

ます。

○烏野隆生委員

それでは、事務報告書の130ページの保育士等職員研修・育成事業についてお伺いをします。

保育士等は、専門的知識及び技術を持って児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、研修機会を充実することによって、その専門性の向上に努めるようにすることが重要となっておりますが、まずは近年の傾向として、どのような内容の研修を実施しているのか、お伺いをいたします。

○松阪正純子育て施設課長

近年の傾向といたしましては、保育実践にすぐに活用できる内容の研修を数多く実施しております。研修内容につきましては、保育士の先生方の御意見を聞きながら内容を決めておりまして、近年では、支援を必要とする児童が急増していることから、障害児保育、障害の特性に関する内容の研修のほか、乳児期、幼児期、それぞれの特性に応じた保育のポイントを学ぶ研修などを実施しております。

以上です。

○烏野隆生委員

職員研修の目的は保育の質の向上、充実にほかなりません。多くの職員が受講することによって、保育の質の向上、充実が図られますが、保育所は朝から晩まで開園しており、勤務の関係上、研修を受講したくても受講できない職員も一定数いると思われます。そういった場合にどのように対応しているのか、何か工夫はしているのでしょうか。

○松阪正純子育て施設課長

委員御指摘のとおり、勤務の関係上、どうしても参加できない職員がいるのも一定数おられます。

どのように対応しているのかとの御質問ですが、研修内容によりましては、リモートで開催したり、研修会場に来れなくても、自分の保育所で参加できる環境をつくったり、また、研修動画を撮影し、後日いつでも見ることができるようにするといった対応をしております。

以上です。

○烏野隆生委員

保育士一人一人が資質の向上であり、その専門性を十分に発揮するためには、保育の質を高めていくことが求められております。

令和７年度の保育所等職員全体研修は、発達研修など研修会を２回、約260名の保育士が子供の理解と保育、育ち合いを考える発達的視点、生きる力の土台を育てる乳児保育の研修などを実施していましたが、今後はその研修会を通して、出席者に対してアンケートの調査もしていただき、保育士一人一人の得意、また不得意、そして、今後学ばなくてはならない保育の分野を把握することも、今後の研修会のさらなる取組には必要であると思いますので、研修会の充実を要望してこの質問を終わります。

続きまして、事務報告書128ページの病児保育事業のうち、病児対応型についてお伺いをします。まずは事業の目的、内容について、利用状況について教えてください。

○松阪正純子育て施設課長

まず、事業の目的でございますが、児童が風邪、発熱といった体調不良の症状がありまして、また、保護者の方が就労などの理由で御家庭での保育が困難な場合、一時的に児童を専用施設で預かる事業でありまして、子育てと就労支援の一環として実施しております。対象児童につきましては、生後57日から小学校３年生まで、利用料金は１日2000円となっており、利用に当たり

ましては、事前に利用者登録をしていただく必要がございます。また、近年の利用状況ですが、直近３年の利用登録者数を見ますと、令和５年度は83名、令和６年度は107名、令和７年度は129名と、徐々に増えている状況です。

以上です。

○烏野隆生委員

病児対応型病児保育施設については、子育てされている保護者の方にとって非常に有意義な施設、機能でございますが、利用者が低調だと感じております。この点について、担当課として認識はいかがでしょうか。

○松阪正純子育て施設課長

委員御指摘のとおり、利用者数は、多少の増減はあるものの少ない状況となっております。要因といたしましては、お子様が病気になった場合、父母、また祖父母の方が仕事を休んで看病したケースが多くなっていると思われます。

ただ、その一方でどうしても仕事を休めない方や近隣に頼れる方がいない場合もあることから、まずはこの事業を広く知っていただくことが大事であると、そのように考えております。そういった観点からチラシ、ホームページなどを通じまして、周知を図っているところでございますが、引き続き周知活動に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○烏野隆生委員

病児保育の存在を知らない人もおり、また、潜在的なニーズは大きいと感じます。積極的に周知することや病児保育の利用者層となる保護者に対して、病児保育の安全管理、また対象の病状、申請と判断の流れ、利用状況や利用することのメリット、また、利用するに当たって困っていることなどを把握していただいて、病児保育を安心して利用するために広報を努めていただきますよう要望して、この質問を終わります。

続きまして、事務報告書194ページの児童遊園管理事業についてお伺いします。

現在、市内には300以上の公園がございますが、その半分以上が児童遊園、ちびっこ広場と言われる小規模な公園であります。これらの公園は、校区の子供たちを多く受け入れることはできませんが、各町単位で考えますと、近隣にございますので、保護者にとっても安心して子供を送り出せる大切な存在であると思います。

これら児童遊園、ちびっこ広場の遊具について御質問をいたします。令和７年度の遊具の修繕の内容についてお聞かせください。

○黒見進也公園緑地課長

昨年の児童遊園、ちびっこ広場の遊具に関する修繕は、３公園で４基ございました。遊具の種類といたしましては、ブランコ、滑り台、複合遊具、コンクリート遊具となってございます。ただし、ブランコの座板交換など比較的軽微な修繕につきましては、指定管理が行っております。

○烏野隆生委員

公園内の遊具が撤去されたと聞くことがあります。修繕することにより継続して利用できる遊具はよいのですが、軀体そのものが老朽化し、遊具自体の利用継続が難しい場合もあると思います。実際、私の近くにも、利用の継続が難しくなった遊具が撤去されました。

昨年度に撤去された遊具の数及び撤去の際、どのような手順を踏んでおられるのかお聞かせください。

○黒見進也公園緑地課長

昨年度の遊具の撤去数は17基ございます。遊具の撤去につきましては、遊具の法定点

検等により修繕による継続使用が難しい場合、また、遊具の軀体の老朽のほか、設置条件により安全領域が確保できないなど、大きな問題がある場合に行っております。撤去の際には、町会など地元に状況を説明し、理由について御説明するなどして御理解いただけるよう努めております。また、事前に貼り紙など、利用者にも遊具撤去のお知らせを行うようにしております。

○烏野隆生委員

遊具の撤去は、児童はもとより地元にとっても大きなことであり、できる限り丁寧な説明をお願いします。担当課が町会に説明するのと同じように、町会役員は町民に説明する必要があることもお忘れなきようお願いいたします。

次に、撤去された遊具が17基あったとのことですが、それらの遊具の復旧についてお聞きします。撤去は安全上問題があったということで、早急に対処しなければならないことは理解しますが、地元としては、当然復旧を望む声が多いと思われます。さきに述べた私の近くの公園の遊具は復旧されておりません。今後の撤去された各公園での遊具についての復旧の考えをお聞かせください。

○黒見進也公園緑地課長

遊具の復旧につきましては、さきに策定したスマート公園岸和田アクションプランに基づき、全ての公園を従来と同じように管理していくことは難しく、各公園に目的を持たせていきたいと考えております。

各公園の位置的条件はそれぞれであり、地域の中にあるほかの公園との役割分担が必要と考えており、その公園の役割に遊具が必要であるならば、予算により、時期は左右されますが、安全領域を確保できる範囲での復旧を目指してまいります。

このような判断は、公園緑地課が独自に行うものではなく、地元と協議し、担当課の考えを伝え、公園の現状を確認し、地元町会の考え方を聞いた上で判断してまいりたい考えでございます。また、もう少し広い視野で、校区の中の役割についても確認していく必要があると考えております。

○烏野隆生委員

担当課が策定したスマート公園岸和田アクションプランに基づき、目指すところを説明していただき、町会の意見、また、考えを十分に聞き取りし、相互理解の下、将来の子供たちのための公園環境を残していただけるようお願いします。

最後にもう１点、児童遊園、ちびっこ広場のような小規模な公園に、結構大きな老木と呼ばれる、老木と呼んでよい樹木がある場合がよく見かけます。夏の日差しが照りつけるときには日陰となる場合もありますが、日々の管理の中で、落ち葉はかなりの負担になるので、管理が難しいと感じております。小規模公園の老木について、担当課の考えをお聞かせください。

○黒見進也公園緑地課長

小規模な公園に限ったわけではございませんが、担当課といたしましては、地域の皆様が数十年にわたり見て管理していただいた大きな樹木でございますので、大切にすべきとの考えから、数年おきの強剪定で対応する場合が多かったのですが、地元の管理負担や作業経費、また公園外周にある場合は、隣接家屋等に悪影響も考えられますので、老木についても、伐採も視野に入れた管理を考えていく必要があると考えております。

公園全体の樹木の状況や目指すべき役割を考えながら、遊具同様に地元、利用者の皆様より理解していただけるよう作業を進めていきたい考えでございます。

○烏野隆生委員

児童遊園、ちびっこ広場などは利用者のほとんどが地元の住民であり、何を望んでいるのかを把握することは非常に大切なので、話合い重視の姿勢を継続していただきますようお願いします。

また、公園管理だけではございませんが、管理負担についても、落ち葉の回収、草むしり、ごみの回収など、地域によっては管理している方の高齢化等の問題もあるので、このあたりへの配慮も重要かと考えます。複数の公園が存在する地域もあれば、その公園が唯一の公園であるという地域もあり、それぞれの環境も違いますので、担当課の考えを単一的に押しつけることのないよう進めていただくことをお願いし、この質問を終わります。

○中岡佐織委員

事務報告書91ページ、決算書218ページの社会福祉協議会支援事業のうち、きしわだ災害ボランティアネットワーク会議についてお聞きをいたします。

この会議体のそもそもの設置趣旨と目的について、まずはお聞かせください。

○菅本智也福祉政策課長

委員お尋ねの会議につきましては、第３次地域福祉計画の重点項目として掲げておりました、地域の福祉防災力づくりと、災害時のボランティア支援体制の構築を具体化するために、平成25年８月に社会福祉協議会に設置したものでございまして、その後の令和５年３月に市と社会福祉協議会とで締結しました設置運営に関する協定に基づきまして、災害時の役割分担を正式に位置づけたものでございます。

主な目的としましては、災害発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置し、運営ができるよう、平常時から関係機関が顔を合わせ、連携協力体制を維持、確立するためのものでございます。

○中岡佐織委員

設置目的は分かりました。では昨年、令和７年度の具体的な活動内容について分かるようであればお願いいたします。

○菅本智也福祉政策課長

本市の福祉政策課と危機管理課もこの会議に参画しておりますので、把握している範囲で御答弁いたします。

会議や訓練の回数としましては、年５回の開催でございまして、その中で同じ福祉総合センター内にございます倉庫に災害ボランティアセンター用の資機材、発電機等を備蓄しておりますので、それらの物品の点検ですとか、発災時に地区市民協議会に設置予定のサテライトと連携しました災害ボランティアセンターの設置訓練、そして昨年８月に危機管理課で災害時の施設利用に関する連携協定を締結していただきました近畿職業能力開発大学校の施設見学などを主な事業として実施されております。

○中岡佐織委員

私も実際に市民活動団体のメンバーとしてこの会議に参加をしておりますが、参加されている方の中には、この会議が何を目的として何を目指しているのか十分に共有されていないように感じることがあります。

災害ボランティアセンターの設置訓練や備蓄物資の点検なども行われていますが、参加者それぞれの役割が明確ではなく、せっかく多くの団体の方などが参加されているんですが、十分に力を発揮できていない場面もあるように感じておりました。

先ほどの御答弁で、この会議の設置趣旨や目的についてはよく分かりました。そこで、今後この目的を参加者でしっかり共有しながら、より実効性のある会議としていくために、次年度以降、具体的にどのような活動方針で運営していく予定かお聞かせください。

〇菅本智也福祉政策課長

社会福祉協議会から受けております報告では、災害時にスムーズな復旧、復興支援につながるよう、災害ボランティアセンターの設置運営訓練による検証等、マニュアルの見直しを重ねるとともに、関係機関との連携を引き続き維持していくとのことでございます。

本市としましても、第５次地域福祉計画の基本目標に災害時のボランティア支援体制の構築が位置づけられておりますので、現在策定作業中の第６次計画にも、必要な項目として引き続き位置づけ、実施主体の社会福祉協議会と連携、支援をしてまいります。

〇中岡佐織委員

ありがとうございます。この会議の実施主体が社会福祉協議会であることは承知をしておりますが、市も関係機関の一員として参画をしています。災害はいつ起こるか分かりませんし、いざというときに機能するためには、平常時から誰が何をするのかを共有し、実践的な訓練を重ねておくことが大切だと思います。

せっかく多くの関係機関や団体が集まっている会議ですので、それぞれが役割や目的を共有し、より実効性のある会議となるよう、社会福祉協議会に主体的に取りまとめいただくとともに、市からも必要な働きかけや支援を行っていただくよう要望してこの質問を終わります。

続いて、事務報告書121ページ、決算書256ページのファミリー・サポート事業についてお尋ねをいたします。

事務報告書121ページには、ファミリー・サポートセンターの会員数や活動状況について報告がされています。そこでお聞きをいたしますが、令和７年度の講習会の実施回数や参加人数及びその内容についてお聞かせください。お願いいたします。

〇岡本大助子育て支援課長

令和７年度ファミリー・サポート事業で開催しました講習会は、計12回、127名の方に参加いただきました。参加対象は原則としてファミリー・サポートの会員ですが、講習内容に応じてチビッコホームの支援員にも参加を呼びかけるとともに、広報きしわだでも広く参加者を募集をいたしました。

また、講習会の内容につきましては、お子様を預かる協力会員とって必須となる子供の安全と事故防止、救命救急、児童虐待と社会的養護をテーマとした講習会をはじめ、障害のある子供さんの預かりなどについても実施いたしました。開催に当たりましては、公立保育所の保育士や岸和田市消防の方にも協力を頂きながら、講習会を実施いたしました。

以上でございます。

〇中岡佐織委員

次に、お子様を預ける、また預かる中での安全対策をどのように講じておりますでしょうか。また、利用に伴うトラブルなどはありませんか。教えてください。

〇岡本大助子育て支援課長

利用に際しましては、アドバイザーが依頼会員と協力会員をマッチングした後、３者面談を実施し、利用時の注意事項などについて事前に詳細な打合せを行っております。

また、利用終了後には、協力会員に実施報告書及び安全対策チェックリストの提出を義務づけており、その内容をアドバイザーが確認することで、毎回安全に預かりが行われているかを確認しております。

そのため、利用に関する大きなトラブルはございませんでした。万一、トラブル等が発生した場合には、速やかに子育て支援課へ連絡が入る体制を整えております。

以上でございます。

○中岡佐織委員

私も過去、子育て中ファミリー・サポートは登録をしておりましたが、子育て家庭にとって大変心強い制度だと思います。引き続き安心して利用できる制度として取り組んでいただくことを要望してこの質問を終わります。

続いて、事務報告書125ページ、決算書248ページ、こども家庭すこやかセンター運営事業の短期入所型、通所型など、その内容がある産後ケア事業の内容についてお答えをお願いいたします。

○青田千秋こども家庭課長

産後ケア事業につきましては、出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、育児支援を必要とする母子を対象に心身のケアや育児サポートを行う事業です。

本市では、利用対象者を生後１年以内の乳児及びその母親としており、宿泊を伴う短期入所型と日中のみ利用の通所型を産科医療機関等に委託して実施しております。

受けていただく支援の内容としては、母体の心身のケアや保健指導、乳房ケア、授乳方法の指導、乳児の沐浴や発育、発達のチェックなどを行います。

母親には短期入所型では３回、通所型では２回の食事の提供もされております。基本的には母子同室ですが、施設の体制により、日中や夜間、助産師や看護師、保育士などが保育室など別の場所でお子さんを預かることで、母親がゆっくり睡眠を取り、体を休めることもできます。利用回数は、短期入所型、通所型、それぞれ７回を限度としております。

○中岡佐織委員

食事などに加え、赤ちゃんを預かっていただいている間にゆっくり睡眠ができるなど、一息つける支援を受けられることはありがたいと思います。

では、最近の利用状況はどうなっておりますか。教えてください。

○青田千秋こども家庭課長

この産後ケア事業は、令和３年度から母子保健法において努力義務化され、国が進める事業です。

本市では、令和３年２月から産後ケア事業を開始いたしました。事業開始以降、利用者は増加傾向にありまして、事務報告書のとおり、令和７年度の利用人数は、短期入所型、昨年度まで使用しておりました型名では宿泊型となっておりますが、これは延べ207人、通所型、昨年度まで使用していた型名では日帰り、デイサービス型が延べ154人となっております。事業開始からこの間に、利用対象者について、産後に心身の不調または育児不安等がある者から産後ケアを必要とする者、つまり利用希望があれば利用できるように条件を広げることや利用者負担額を短期入所型は5000円から2500円に、通所型は2500円から1300円に減額するなど、より利用しやすい事業となるように努めております。

また、利用希望者が増えるにつれ、市が個別契約していた委託先数では希望に沿って利用調整することが難しくなってきていましたところ、令和８年度から大阪府取りまとめで集合契約が開始されまして、大阪府内の集合契約に参加している実施機関において、本市市民も利用することができるようになっております。

○中岡佐織委員

利用条件が広がったことや利用者負担額も減額されて、とてもありがたいことだと思います。こちらの事業はどういったタイミングで周知されているのか、また利用者への支援はどのように行っていますか。お願いします。

○青田千秋こども家庭課長

事業の周知につきましては、まず妊娠の届出時に、妊娠中や出産後に利用できる他の事業と一緒に案内をしております。また、出産後にこんにちは赤ちゃん訪問などで、職員が訪問にて産婦と面談する際、再度事業を案内し、申請方法などを説明しております。利用後には、利用者からのアンケートの提出と、実施機関から利用者の利用時の様子や支援内容の報告を受けておりまして、引き続き、こども家庭すこやかセンターがフォローしていく際の情報として活用しております。

○中岡佐織委員

産後は心身ともに負担が大きく、周囲の支えが必要な時期です。利用者も増えているとのことですので、必要な方がためらうことなく利用でき、安心して子育てをスタートできるよう、引き続き制度の周知等利用しやすい関係づくりに努めていただくことを要望してこの質問を終わります。

次に、事務報告書132ページ、決算書258ページ、教育・保育施設運営支援事業のうち、安全対策カメラ設置支援補助金についてお伺いをいたします。

まずはこの補助金の目的、補助率、補助金額等制度の概要についてお尋ねをいたします。お願いいたします。

○松阪正純子育て施設課長

補助金の概要ですが、児童、保育士の安心、安全の確保、不審者への対策を目的に保育所の室内外に安全対策用のカメラを設置する民間園に対しまして、設置費用の一部を補助するものでございます。補助率につきましては、カメラの新設、増設、更新に係る費用の２分の１、補助上限額は100万円、各施設１回のみの利用となっております。

以上です。

○中岡佐織委員

では、令和７年度の実績を拝見いたしますと、１施設となっておりました。ちなみに令和６年はゼロ件だったかと思います。本市の施設数から見ると非常に少なく感じるのですが、どういう理解をしたらよろしいでしょうか。担当課の御認識をお願いいたします。

○松阪正純子育て施設課長

安全対策カメラの設置支援補助金ですが、令和５年度に補助金を新設いたしたところでございます。

これまでの実績といたしましては、補助対象施設30施設のうち15施設が３年間でこの補助金を活用し、カメラを設置いたしました。また、それ以外の民間園につきましても、既に多くの園でカメラを設置しておりまして、一定程度カメラの設置が完了したことから、令和７年度の実績が１施設にとどまったものと、こういうふうに考えております。

以上です。

○中岡佐織委員

令和７年度の実績が１施設ということで少なく感じておりましたが、既に多くの園で設置が進んでいるとのことで安心をいたしました。子供たちや保育士の皆さんの安心、安全を守るためにも今後も必要とする施設がしっかりとこの制度を活用できるよう引き続き周知と支援をお願いいたします。

これで私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○米田貴志委員

それでは、事務報告では93ページ、決算書では238ページにあります、戦没者遺家族支援事業について伺いたいというふうに思います。

ここ最近は、一般の方も含めて、これは戦没者追悼式ということですけども、御参

列くださる方々の人数につきまして減少傾向が続いております。今示しました事務報告書には、令和７年御参加くださいました御遺族の方々の人数が160人ということでございました。

御参考までに、令和元年は422人の御遺族の皆様に御参列を頂いているという報告がございました。ちなみに令和２年度はコロナ感染症拡大を避け見送り、再開した３年度は125人、コロナの影響ですかね。それから、７年度は先ほど言いました160人ということでございまして、このまま推移していきますと、御参列いただける御遺族の皆様、また本当に少ないんですが、一般として献花に来てくださる市民の方々の人数も徐々に少なくなって、事業そのものの存続が危うくなるのではないかと大変危惧をいたしております。参考までに、今年は浪切の大から小に変わるということでございます。

改めて、そこで確認をしておきますが、この事業の趣旨と目的、そして対象とする方、また今後の方向性について確認をさせていただきたいと思います。

○菅本智也福祉政策課長

委員お尋ねの戦没者追悼式につきましては、さきの大戦において亡くなられた方々を追悼し、恒久平和を祈念することを目的としておりまして、毎年開催をしております。また、対象とする方につきましては、まずは岸和田市遺族会の皆様にお声かけをいたしてございますが、式典終了後も広く御遺族の方々や一般市民の皆様に御参列していただけますよう、一定のお時間を設けてございます。その一方で、戦後80年以上が経過し、戦没者の御家族の高齢化に伴いまして、参列される方が減少傾向にあることは、課題として認識してございます。本市としましても、この事業は、戦争の悲惨さとともに、命の大切さと、平和の尊さを継承していく重要な事業であると考えておりますので、これからも継続していく方向性に変わりはございません。

○米田貴志委員

さきの大戦において亡くなられた方々を追悼して恒久平和を祈念することと、御趣旨と目的を確認させていただきましたし、戦争の悲惨さとともに命の大切さと平和の尊さを継承していく重要な事業という御発言もございました。また、これからも継承していく方向性には変わりないということでございますので、今後もこの事業が継承、継続されていくことを確認いたしました。

その上で、これまでもそういった状況を鑑みて、事業継続に向けた改善提案を行ってまいりましたが、令和７年度、それ以降、何か動きがあったかお示しください。

○菅本智也福祉政策課長

今のところ、具体的な成果には至ってはございませんが、岸和田市遺族会の幹部の皆様とは、常日頃から情報交換を行っておりまして、式典の在り方等を御相談する中で、若年層の参加についての御提案も行ってございます。

そして幹部の皆様からは、会としても次世代への継承に力を入れており、大阪府の戦没者追悼式で実施されている若い世代の人たちによる平和への誓いといった取組を本市でも実施できるのであれば、とてもよい取組になるのではないかといった前向きな御意見を頂いております。

○米田貴志委員

話合いをしております。そして、若い世代の方々の平和の誓いといったら、いいと思うという意見を頂いて終わっているということかなというふうに思います。ただし、遺族会の幹部の方々からは、大変前向きな方向で感触を得られているということでもあろうかと思います。

この事業は、戦没者への哀悼と戦争を起こしてはならないということで、恒久平和を皆で誓い、再認識するとともに、次世代に確実に引き継いでいく、継承していくべきものであると思います。その観点から例えば小学校や中学校の代表の児童生徒さんが参列をしていただいて、平和の誓いを述べてもらうといった機会を設けることは非常に意義深い取組でもあるのかなと考えるわけでございます。様々に配慮は必要かと思いますが、実現に向けて調整していただくよう、重ねてお願いをしておきたいと思います。

また、市民の方々の中には、この事業が、御遺族の方々のみが御参列いただける対象と思われていることも少なくないのではないかと考えております。これまで行ってきた一般市民への御参列の呼びかけとして、課題と捉えていることをお示しください。

○菅本智也福祉政策課長

委員御提案の内容につきましては、遺族会の幹部の方々と情報交換をさせていただきますとともに、関係部局、特に市の教育委員会とも調整が必要なことですので、引き続き協議調整を図ってまいります。

また、追悼式参列の一般市民の方々への呼びかけにつきましては、現在、市の広報紙やホームページで周知を図っておりますが、若い世代にまで十分に行き届いているとは言えない状況でございます。今後は、市の公式ＬＩＮＥなどＳＮＳを通じての発信も検討し、どなたでも御参列いただけるということも併せて周知をしてまいりたいと考えております。

○米田貴志委員

最後、またいろいろと意見を申し上げておきたいというふうに思います。

こちらの提案に対しまして、今後は関係部局、とにかく市教委と協議調整を進めたいということでございました。改めてこれ以降に適宜確認をさせていただきたいと思います。

さて、先ほど答弁の中に会、これは遺族会のことです、としても次世代への継承に力を入れており、大阪府の戦没者追悼式で実施されている若い世代の人たちによる平和の誓いのような取組を本市でも実施できるのであれば、とてもよい取組になるのではないかといった前向きな御意見を頂いておりますとございました。私は非常に重要な見解を示されたと受け止めております。次世代への継承を今後の課題として、その在り方について思索されているのではないかとも考えられます。

そして、大阪府の取組を挙げられました。そのことを踏まえて申し上げますが、今後は、単に式典を実施するだけでなく、参加層の拡大と平和意識の継承まで企画していく必要があるのではないかとも考えます。本市においての新たな視点として、追悼式が遺族中心行事にとどまっていないか、若い世代への継承策が組み込まれているか、そして、事業の効果を参加者数以外で検証をしているのかなど考慮する必要があると考えます。また、既にそれらの視点の下、取り組んでいる自治体もありますので、本市の今後の戦没者の追悼式の在り方の事例として調査されることも求めて、この質問は終わります。

○耒原佳一委員

決算書の224ページ、紙おむつ支給事業についてお尋ねします。

まず、この紙おむつ支給事業の支給対象者について、お答えください。

○河内みどり障害者支援課長

紙おむつ支給事業につきましては、岸和田市在宅高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱に基づき実施するものでございます。

対象は、大きく分けて、65歳以上で一定の要介護の状態にあり、おむつを使用している方と、18歳以上65歳未満の寝たきりで重度障害がある方でございます。当課では、寝たきりで重度障害があり、次の４つの要件を全て満たす方に対する寄附、給付を行っております。

１点目、本市の住民基本台帳に記録され、かつ本市に居住しておられる方。２点目、18歳以上65歳未満であって、１級または２級の身体障害者手帳またはＡ判定の療育手帳をお持ちで、寝たきりの状態にあり、常時おむつを使用している方。３点目、同居の御家族の中の生計中心者が市民税及び府民税が非課税である方。４点目、生活保護世帯に属していない方でございます。

○耒原佳一委員

ありがとうございました。では次に、給付内容や令和７年度の申請者数、また、過去５年間の申請者数についてもお答えください。

○河内みどり障害者支援課長

給付内容につきましては、１か月当たり6000円分の紙おむつ給付券を申請いただきました翌月分より支給するものでございます。

令和７年度の申請者数は20名でございます。過去５年間の申請者数につきましては、令和２年度は30名、令和３年度は25名、令和４年度は24名、令和５年度は21名、令和６年度は22名でございます。

○耒原佳一委員

ありがとうございます。それでは、手続の流れについて詳しくお答えください。

○河内みどり障害者支援課長

窓口で申請を頂きますと、職員が御自宅に伺い、対象の方が寝たきりの状態にあるかなど状況を調査させていただきます。給付決定をしますと、申請の翌月分からの紙おむつ給付券を対象者に郵送します。郵送は４月から３か月ごととしています。給付券を受け取った対象者は、市に登録のある業者に紙おむつを注文します。業者は紙おむつを対象者に配送します。その際、対象者から給付券を受け取ります。業者は、給付券と在宅高齢者等紙おむつ給付実績記録票に必要事項を記載し、対象者の確認を受けます。後日、業者からの請求に基づき、本市は代金を支払うという流れでございます。

○耒原佳一委員

ありがとうございました。この事業は市単費ではありますけれども、利用者へのアンケートなども今後検討していただき、本事業の継続を要望して、この質問を終わります。

次に、決算書230ページ、地域生活支援事業についてですけれども、地域生活支援事業は幾つもの事業を包含する事業で、事業の１つ、日常生活用具給付事業では、給付品目に排せつ管理支援用具があります。排せつ管理支援用具には、ストーマ装具と紙おむつがあると聞いていますが、紙おむつの給付事業の対象者についてお答えください。

○河内みどり障害者支援課長

日常生活用具の紙おむつ給付の対象は、原則在宅で生活されている３歳以上の方であって、先ほどの在宅高齢者等紙おむつ給付事業を御利用いただいていない方です。このほかの要件としまして、次の４点のいずれかに該当する方となっております。

１点目、おおむね３歳までに下肢または体幹の機能の障害が２級以上の身体障害者手帳の交付を受け、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方。２点目、治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらんまたは変形のため、ストーマ装

具を装着することができない方。３点目、先天性鎖肛を除く先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害、また、高度の排便機能障害を有する方。４点目、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する方でございます。

○粂原佳一委員

ありがとうございました。次に、今回はその給付内容や令和７年度の申請者数、また過去５年間の申請者数についてもお答えください。

○河内みどり障害者支援課長

給付内容につきましては、２か月で２万4000円分を上限として、申請の翌月分より紙おむつ給付券を支給するものでございます。令和７年度の申請者数は128名でございます。

過去５年間の申請者数につきましては、令和２年度は123名、令和３年度は123名、令和４年度は121名、令和５年度は123名、令和６年度は124名でございます。

○粂原佳一委員

ありがとうございました。それでは、手続の流れについて少し詳しくお答えください。

○河内みどり障害者支援課長

窓口で申請を頂き、支給決定となりますと、申請の翌月分から最大６か月分の紙おむつ給付券を対象者に郵送します。なお、申請には初回のみ紙おむつ利用の要否を記載した医師の意見書の添付が必要となります。給付券を受け取った対象者は、任意の店舗で紙おむつ給付券を手渡しし、紙おむつを受け取ります。後日、業者からの請求に基づき、本市は代金を支払うという流れでございます。

○粂原佳一委員

ありがとうございました。本事業は、本市負担４分の１ですけども、今後もまた利用者へのアンケートなども検討していただいて、事業継続を要望して、私の質問を終わります。

○海老原友子委員

事務報告書93ページの在宅生活支援事業、ハウス運営事業のうち、シルバーハウジング運営事業について質問いたします。事業内容には、生活相談や安否確認を行う生活援助員を配置し、団らん室を開放することにより、入居者の閉じ籠もり防止を図る、居室での緊急事態に対応するため、緊急システムを導入していると示されていますが、もう少し具体的にどこにどのような住宅を設置し、戸数はどのぐらいあるのかお示しください。

○菅本智也福祉政策課長

委員お尋ねの事業でございますが、これは高齢者のお独り暮らしや御夫婦世帯などが安心して快適な生活ができるように、住宅の設備、使用に配慮し、万一の緊急時には、生活援助員による対応がある等の福祉サービスを受けられる公営の高齢者世話付住宅でございまして、大阪府と府内市町村の共同事業として行っております。

現在、荒木町の大阪府営荒木住宅内にシルバーハウジングとして24戸設置してございまして、その内訳は単身用が15戸、２人世帯用が９戸でございまして、現在17戸に御入居いただいております。

○海老原友子委員

現在は荒木の府営住宅にのみ設置されているとのことです。

では、答弁にありました生活援助員とはどのような役割で、どこから派遣されているのでしょうか。

○菅本智也福祉政策課長

本事業における生活援助員の役割につきましては、シルバーハウジング内におきま

して、在宅生活の支援を行うため、毎日の安否確認や生活指導、生活相談、一時的な家事援助、そして緊急時の対応などを行っておりまして、現在は社会福祉法人の和秀会様に業務委託を行っております。

また、生活援助員は、老人福祉施設等でデイサービス運営事業を実施する法人等の職員の方を派遣してもらってございます。

○海老原友子委員

ありがとうございます。サービスの提供側の形態については分かりました。

では次に、利用者数について、延べ人数という表記になっていますが、団らん室の利用者として、入居者とともに入居者以外の人数もカウントされています。これはどのような利用形態なのでしょうか。

○菅本智也福祉政策課長

本事業につきましては、生活援助員の配置や緊急通報システムの運用以外に、同じ棟内に団らん室を設置してございます。原則シルバーハウジングの入居者の方が優先であるものの、それ以外にも広く利用を認めることで、趣味活動などを通した入居者同士が交流する場を提供してございます。

そして、他の利用者とコミュニケーションを取ることによって閉じ籠もりを防止し、ＱＯＬの向上と介護予防を図ることを目的としております。

○海老原友子委員

御答弁ありがとうございます。大阪府との共同事業として、荒木府営住宅で実施されていることが分かりました。

高齢者夫婦や独り暮らしの方が、在宅支援や指導を受けながら安心して生き生き過ごされることで、介護予防にもつながり、また医療費の抑制効果が得られると思います。引き続き支援の拡充を要望して、質問を終わります。

○西田武史委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、３款民生費の質疑を終結します。

本日はこの程度にとどめ、決算常任委員会を散会します。

（以　上）